

平成17年第7回(12月)定例会一般質問議事録目次

質問順位	質問者	質問事項
<a href="#">1番</a>	議席 8番 宮原 功	1. 企業立町について 2. 都市計画について 3. 町道75号線について
<a href="#">2番</a>	議席 14番 飯澤 將武	町長選挙で約束された「マニフェスト」と今後の展開について 1. 「マニフェスト」とした意味は？ 2. 行政手法を変え「ワークショップ」を取り入れる動機は？ 3. 主要政策が目指す数値目標及び満足度の定性的な目標は？ 4. 今後の展開について
<a href="#">3番</a>	議席 10番 福島 英雄	1. 「辰野町第四次行財政改革大綱」に謳われている行政評価システムの導入作業の進展状況について 2. 都市計画道路の見直しについて
<a href="#">4番</a>	議席 16番 成瀬恵津子	1. 行政改革 2. A E D (自動体外式除細動器) の設置状況
<a href="#">5番</a>	議席 5番 矢ヶ崎紀男	1. 4月に改正される介護保険について 2. 大規模災害が発生した場合の対応について
<a href="#">6番</a>	議席 6番 山岸 忠幸	1. 新しい行政手法ワークショップについて 2. これからの自治体行政の方向は
<a href="#">7番</a>	議席 13番 遠藤 裕子	1. 小学生のボランティア活動について 2. 食育の推進について
<a href="#">8番</a>	議席 12番 桜井はるみ	1. 町民の生活、福祉向上の施策は 2. 介護保険制度について

質問順位	質問者	質問事項
<a href="#">9番</a>	議席 7番 下田 則巳	1. 食糧自給率に対する具体的な町の活動、また小中学生に対する食農教育（食育基本法）の進め方は 2. 福祉有償運送サービス（道路運送法第80条第1項）について
<a href="#">10番</a>	議席 1番 根橋 俊夫	1. 町長選挙結果をどのように受け止めて今後の町政を運営するのか 2. 今後の政策及び行政手法について

第7回辰野町議会定例会第4日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成17年12月8日午前10時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
税務課長	小沢睦美	町民課長	竹淵光雄
農林課長	赤羽敏明	商工建設課長	野澤修一
水道課長	桑沢高秋	保健福祉課長	小島敏雄
会計課長	中村宏	教育次長	白鳥義政
消防署長	厨川雅彦	病院事務長	有賀米吉
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 竹入俊男  
議会事務局庶務係長 熊谷俊美

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 7番 下田 則巳  
議席 8番 宮原 功

第7回辰野町議会定例会第5日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成17年12月9日午前10時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
税務課長	小沢睦美	町民課長	竹淵光雄
農林課長	赤羽敏明	商工建設課長	野澤修一
水道課長	桑沢高秋	保健福祉課長	小島敏雄
会計課長	中村宏	教育次長	白鳥義政
消防署長	厨川雅彦	病院事務長	有賀米吉
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条1項の規定による書記

議会事務局長	竹入俊男
議会事務局庶務係長	熊谷俊美

7. 地方自治法第123条2項の規定による署名議員

議席	7番	下田則巳
議席	8番	宮原功

## 【一般質問 1日目】

### 8. 会議の顛末

局長

ご起立願います。礼。(一同礼。)

議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第7回定例会4日目の会議は成立いたしました。

報告を致します。本日午前11時から旧南パル跡地に進出しました平井星光堂の地鎮祭が執り行われます。町を代表して助役が出席しますので、一時退席を致します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。6日正午までに通告がありました一般質問通告者10人に全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて1人30分程度として進行してまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

質問順位は抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。質問順位1番 議席8番 宮原功議員、質問順位2番 議席14番 飯澤將武議員、質問順位3番 議席10番 福島英雄議員、質問順位4番 議席16番 成瀬恵津子議員、質問順位5番 議席5番 矢ヶ崎紀男議員、質問順位6番 議席6番 山岸忠幸議員、質問順位7番 議席13番 遠藤裕子議員、質問順位8番 議席12番 桜井はるみ議員、質問順位9番 議席7番 下田則巳議員、質問順位10番 議席1番 根橋俊夫議員 以上の順に質問を許可してまいります。

質問順位1番、議席8番 宮原功議員。

### 【質問順位1番、議席8番 宮原功議員】

8番 (宮原)

皆さんおはようございます。傍聴の皆様お寒い中大変ご苦労様です。今日12月8日は、64年前、日本が真珠湾とマレー半島でアメリカ・イギリスを攻撃し、悲惨な太平洋戦争を始めた日であります。私たちは憲法9条を守り、2度と戦争をしないという不戦の誓いを新たにしなければならないと思います。

それでは、通告にしたがって、質問いたします。まず初めに企業立町について伺います。国の地方いじめとも言える三位一体の改革や経済不況、少子高齢化等の影響により、どこの市町村でも財政難に陥っており、辰野町も例外ではありません。この打開策として町長は17年度になり、企業立町の方策を打ち出しました。企業誘致を命がけで進め、税収の確保や雇用の増加という地域経済への波及効果だけでなく、財政再建を、財政再建という観点からも取り組むという決意だと思われま。成功すれば地域経済の活性化に多いに役立つことだと思います。

しかし、町でもかつて、高度経済成長期に開発造成を行い、今でも売れ残りの工業団地を抱えて、町の財政を圧迫しています。そのうえ、多くの自治体が企業誘致にし

のぎを削り、誘致合戦がエスカレートしています。進出企業に対する補助金の給付、地方税の減免、低利融資の斡旋などの財政支出を伴う優遇・支援策が町の財政事情を考えれば、かなり厳しいと危惧いたします。また、町の既存の企業や商店も経営に苦しんでおり、農業は中山間地・小規模経営がほとんどで、国の新しい認定農業者・集落営農政策への対応に苦慮しております。そこで町長の企業立町政策について具体的に伺います。

先ず、企業誘致競争が激化する中、誘致をどのような戦略で進めるのでしょうか。広大で低廉な敷地、交通の利便性、特別な地域資源があるわけでもなく、研究開発の技術の蓄積もありません。何を売りにして誘致するのかお聞きします。また、どの場所へ、何社くらいをいつまでに誘致し、どのくらいの財政負担を考えているのか。誘致によりどのくらいの税収や雇用効果と経済効果を見込んでいるのかお答えください。また、既存の企業・商店などの支援はどのようなことをするのか、農業の支援は具体的に何を行うのかお答えください。

大変難しい事業であります。既存のやり方だけでなく、新たな手法の導入が必要になると思いますが、きちんとした計画と十分な見込みを町民に示して実行することが求められます。あいまいな取り組みでは、かつての二の舞になってしまいます。具体的な答弁を求めます。

次に、都市計画について伺います。町では、都市計画法に基づいて、長期的な展望に立って都市計画を定めています。この計画にのっとり町の健全な発展と秩序ある整備を図ることとしています。町民が生活の中で最も不満に思っているのは、皆さんご承知のように、道路・交通の便が悪いということであります。都市計画マスタープランの中でも、「都市計画道路は 13 路線が計画されていますが、整備率は低くなっている」と堂々と記述しています。都市計画道路は、平成 6 年に宮木桜町線が開通後、平成 8 年の都市計画審議会で、新町宮所・新町赤羽線を次期整備路線と決め、宮木・新町両区での説明会が行われていますが、進展しているようにはみえません。いつになったらルートと構造が決まって事業が始まるのか予定をお聞きします。

ところが一方、都市計画で予定されていない都市計画街路上辰野線は、平成 14 年には工事に着工し本年には完成して、この 17 日には竣工式が行われるようです。新町赤羽線は地元との協議が難航し、一方、上辰野線は地元の強い要望と協力があって事業が行われたと理解していますが、計画に沿って着実に道路整備が進められることが、行政の信頼を得ることだと思います。

また、南パル跡地の城前線北側にも、都市計画道路竜西線が計画されていますが、先般の全協でも指摘しましたが、工場が撤収されたこの機会に、計画に従って道路を整備する予定はあるのか、お答えください。

都市計画があり、道路用地の確保の機会がありながら、道路整備をしないということでは、行政の信頼を失ってしまいます。町の発展のための都市計画をどのように位置づけてどのように進めるのかお考えをお聞きします。

次に、町道 75 号線、愛称が城南通りと決まったようなんですが、について質問します。この道路は、城前線南側の南パルの跡地の赤線・青線をまとめて道路としたと

の説明でありました。補正予算で当初 8,900 万円の工事請負金が計上され、第 1 期工事として 5 月 17 日に 2,882 万円ほどで入札・請負されました。その後、変更で 1,500 万円ほどが増工となり、合計 4,400 ほどの 1 期工事でした。その 3 箇月後、8 月 25 日に第 2 期工事として、1,732 万円ほどで入札、同じ業者に請負され、これも 180 万円ほどの増工で、総額 6,299 万円の工事となり、今議会に 2,610 万円の減額補正が提案されています。2,601 万円ですね。

道路工事延長も 350m くらいでさして難しい工事ではないと思いますが、工期 5 箇月の工事が 2 工区に分けられ、入札金額の 5 割強もの増工になるような設計はズサンとも思われますが、どのような事情でそうなったのか説明を求めます。また、ここに進出した企業への取り付け道路の施工も町が行い、その工事金も町が負担しているということですが、その金額はいくら位になるのかお答えください。また、この負担はどのような理由で行われたのか、この企業から負担していただくものかどうかもお答えください。町内の他の企業からは、うちの道路もやって欲しいと不満の声も聞かれています。はっきりとした説明を求めます。以上で壇上からの質問を終わりにします。

町 長

本日から一般質問が始まりまして、大変にご苦労様でございます。それでは質問順位 1 番の宮原功議員の質問にお答え申し上げます。

私の考えておりますこれは大きなビジョンということではなくて、政策改革ビジョンの一つとして企業立町を 2 本柱の一つとして挙げている分であります。そのことに対してのご質問であります。議員もご指摘のとおり、地域財政活性化あるいは地域経済の活性化のためにやっていることは言うを待たないわけであります。一つとしては企業の誘致、誘致だけじゃなくて産業の育成ということで、農・工・商ともに活性化、そして健全財政の確保ということとその細分化の中で挙げているわけありますから、企業誘致及び既存企業、企業は農・工・商と。農業でも例えば営農組合が法人化すれば企業であるところこういうふうな意味でありますから、農・工・商ともに発展するようできるだけ多く今漬け込みをしている最中でありますので、漬け込んだら直ぐに目標値はどうするだ、ああするということではありません。できるだけ多くこういった財政危機を打開する一つの目標の目的と言いますか、一つの手段の一つとして掲げているところであります。その点でお分かりをいただきたいと思えます。

何を売り物にするかということではありますが、それは与えられた地形、そしてまた辰野町の三方に広がる特性、あるいはまた風光明媚なこの環境豊かな地へ企業をとというふうなことは一般論的であります。しかし、具体的にはそれぞれ企業によって全部違います。その企業の特典あるいは企業の特徴、企業の要望、それぞれに対応できるようにできるだけ誠意を持って努力、そしてまた誘致できればしていくということでありますので、お分かりをいただきたい。これを売り物にしてこうだと、こんな簡単なもんでありません。

次に商業についてどうするのかということではありますが、これは日本中、既存商

店街の大きな課題であります。これに対しましては、また商業者そして消費者、行政、商工会それぞれに商工会にも相当の負担金を出して、研究また指導もしていただいているわけでありますので、共に一緒になって話し合いをしていく必要もあるのかこんなふうに思います。次代の流れが郊外化してきているという中でありますので、なかなかそっくり既存商店街へ消費者を向けるということは難しいわけですが、しかし、中にも工夫があるだろう。単に駐車場の手当を町が出す。それだけでは解決するものではありません。しかし、高齢社会進んでいるわけでありますので、買物にちょいちょい行けないご老人の皆さん方もいらっしゃるわけでありますから、そこへじゃあ既存商店街は、例えば一つの策として出前的に売り込みに行ったらどうだろう。あるいはまたお迎えに行ったらどうだろう。こういったことが複合的に一軒でなくて、商店街全体としてできるかどうか、こんなような提案も一部しながらそんなことも進めていくこともこれからの大事な課題であると、こんなふうにも思っております。

都市計画につきまして、計画の問題であります。都市計画というのは用途地域の決定、街路事業、下水道、公園いろんな整備事業が全部入っております。そしてそれぞれの進捗率に対しましては、県がようやく 36%、辰野の進捗率が 37%ですから県ぐらい、若干上かというよなところで現在進んでいるわけであります。こういった中でありまして、具体的に都市計画街路に対する問題やらほかの問題、下水道の方は大分進捗しておりますし、公園整備の方も相当まで出来上がってきているということであります。そんな中で、次代に今沿っていくかというふうなことに今は県の方も一応見直しの段階に入ってきております。ということの中で、県の方もまた相談しながら時代相応な変更もまたかかってくるだろうと、こんなふうに思います。一つの例として、今の竜西線の問題が採り上げられましたが、大きな会社が解散したのでその暁にそれを先行すべきじゃないかというふうなご指摘も一つの中の一つとしてあるわけでありますけども、これはあの道路というものはやはり全線をずうっと持ち上げていく必要があるわけであります。その全線構想ができた段階で部分を着手していくことは許されることであります。しかし、この計画がありましてはまずは駅前区画整理だってみんなそうで、あれは面的な区画整理も入ります。都市計画に。街路事業も入ります。下水道事業も全部こう駅前区画に入っていくわけですが、何故進まないかというのは、やはり行政と住民の皆さんの話し合い、計画決定はしましたがいいよ事業決定の段階の前に地主さん、地域の皆さんの反対がありますとなかなかそれはできないということでありますから、今の竜西線に関しましてはその延長線におきまして、住民の皆さん方の同意がなかなか得れない状況下にあります。では会社を持ってきたり、次ぎの構築物を建てる方がいいか、悪いかということでありますが、当然計画決定されているところへどんどんと家もどこでも建ちますし、道路も開きますし、あんな工場も来たりすることがあります。しかし、その場合には計画決定されてる範囲内におきましては一応の規制がありまして、構築物は2階までとかですね、あるいは鉄骨に限るとかですね、あ、鉄骨に限ると言いますか、RCはそれは規制に入っていないとかですね、まあALCか



PC構造、あるいは木造の2階ぐらいまで。高さ制限はありませんが階高制限が一応あるとかです。それからまた都市計画のその予定路線なり、予定構築物をする場合には協力するという誓約書も入れるようになっていきますから、そのようなことでどこでもこれはそこだけでなくて、現状でも計画路線があるところでも十二分に家も建ったりいろんなことができてるわけでありまして。いよいよ執行段階においては当然補償の対象として、それをまた実際に実行していく場合には移動させていただいて進めるとというのが、これ常套手段であり日本中どこでも行われていることでもありますので、一面的にそのようなことを指摘なさってもですね、そこがどうしてもやらないということではありませんし、また直ぐやるということでもありません。

なお、76号線、あ、75号線の問題につきまして、今度一企業に対して町はその道路に対して負担金をもらうのか、もらわないのかということではありますが、これはもらいません。企業誘致にあたりましては、例えば一つの工場誘致をする工業団地を造った場合、大抵その行政体が道路分は持ちます。道路開けて道路まで買えなんて言ったら誰も来ませんし、そんなことは常識論から外れているでしょう。既存工業、工場、既存の道路、既存の道路に工場を後で付ける場合、そこからも取り付け道などは自分で引く場合もあります。しかし、新たに道路線を引いたり、工場誘致するための政策としてやっていく場合には、その取り付け道あるいは沿石を欠くとかですね、入りやすくするとか、そういったことは公共でやる場合もあるし、勿論あの既存の会社あるいは来る会社が自分でやる場合もありますが、このような場合には町の方で道路を設定したとこういうことでもあります。

なお、入札に関して二つに分けたとかという分離発注ですか、ということですが、今辰野町の業者、あるいはまたできるだけ多く辰野の企業あるいはそういった関連の業者の方にお金を少しでも多く落としたいこうというようなことで、例えば建物であっても可能な限り分離発注しております。昔は一括発注してそこで請けてゼネコンみたいな形でやっていたわけではありますが、また業者も要望でもあるし、また今こういった非常に世知辛い時代でありますから、少しでも辰野町の中へというような形でありますから、例えば電設は電設、水道及び下水道などに対しましては設備会社、それから建築、それからできれば設計もこう分離ですね。こういった中でありますので、あの場合は道路の新設工事と舗装工事を分離発注しました。分離発注にしてたまたま同じ業者が安い価格で落札したと、こういうことでもありますのでなんら問題はないかとこんなように思っております。以上であります。

#### 商工建設課長

それではあの街路の関係と中道線との関係でありますけども、中道線をどうして街路をやる前にやっちゃったかちゅうようなことでもありますけども、あれはあの街路の計画とは少し離れて、あの上辰野のあの地域の生活道路ってということで、別の位置付けとして行っております。またあの75号線の取り付け道路入口の話だかと思っておりますけども、費用はいくらかということでもありますけど、これ別に費用は出さしてございません。あの今町長の話の上でもしましたけれども、新しい道を開けて

いくときには、土地までは町では買いませんけども個人の宅地の取り付け道路としては全額町の負担で今までもやっておりますし、今後もその地域の道路は土地利用のためのものでありますので、道路の取り付け、入口についてはやるときには町が負担をして行っていく予定であります。以上であります。

6 番(宮原)

町長の企業立町政策、企業の誘致だけでなく既存の商店や農業盛んにしてもっと町を活性化するという具体的な案があるかと思ってお聞きしたんですが、なかなかないようではありますが、特に農業の問題ではこれから先ほど言った認定者の問題とか集落営農の問題、非常に大変なことになってます。これでは本当小さな農業はみんな潰してしまえというようなことになってしまうのではないかと思います。町としてもJAだけに任したりすることなくて、どうしたら農業ができる、続けられるかというようなことを考えてしっかりした手立てを採っていただきたいと思います。

それから都市計画はあの確かに決めて、都市計画街路が決まっているところがなかなか反対があったりしてできないということなんですが、少しでも進めていくようにしなければ町民はなかなか信頼が得られないじゃないかと思う。絵に書いた餅であってはならないと思います。進められるところはできるだけ進めていくというように土地開発公社なんかも用地先行取得することができるわけですので、たまたま家がなくなったりとかしたときには、先行取得してやっていけるような、少しでもやっているんだということ町民に見せることが必要ではないかと思います。

それと75号線のことなんですが、新しいところへは全部その町でやってやるということですが、補助金であっても申請したものを審議会が審査して、適切かどうかということで、決めてやっていることでもあります。道路はその他の町長が認めるその他の事項というようなことになるかと思いますが、ある程度の基準をもってやらなければ非常に差がついて公平性が保てないと思います。少しばかりのことならいいと思うんですが、お金のかかることはやはりうんとかかるところはうんとかかる。全然かかんないところはかかんないと思ってしまうので、ある程度の基準をもってやる必要があります。それと大分企業の方へ気を使って、普通道路の法面は種子吹き付けとか種子のむしろ張り程度ですが、今回芝張りまでして気を使っているようなんですが、そういう差があるというか、そういうとこまで町民は見てますので、あまり公平性を欠くようなことのないように注意してやっていただきたいと思います。以上です。

議 長

答弁はいいですね。

6 番(宮原)

はい。

議 長

進行いたします。質問順位2番、議席14番 飯澤將武議員。

## 【質問順位 2 番、議席 14 番 飯澤將武議員】

14 番(飯澤)

ただ今発言の許可をいただきましたので、予め通告してあります町長選挙で約束された「マニフェスト」と今後の展開について質問をさせていただきます。矢ヶ崎町長は、大変困難な舵取りが予測される第 3 期目に挑戦され、見事に当選され先ずお祝いを申し上げます。

今回の選挙に当たり、矢ヶ崎町長は「マニフェスト」と称する公約を幾つか掲げておられます。マニフェストと今までの選挙公約との違いも含めて、有権者との主だったお約束について質問させていただきます。先ず、マニフェストと公約の違いについてであります。まあ世間では、同じようなものとの見解もあります。しかし、私は大変重要な違いがあると思います。それが、矢ヶ崎町政の進化であってほしいとの思いで質問をいたします。

一般的に、今までの選挙公約は「スローガンのような努力目標」の羅列が多かったと思います。また有権者からそのように見られてもおりました。それに対して、近年改革派と呼ばれる首長が「マニフェスト選挙」を展開し、「マニフェスト」なるものが広く知られるようになりました。私は、マニフェストは数値目標も入った具体政策でなければならないと考えます。こういう違いがなければ従来の公約と変わらない。ただ横文字にしかただけのことになってしまいます。矢ヶ崎町長は、「行政評価システム」の導入も掲げ、進めようとしております。今回のマニフェストに掲げた主要政策は当然、これらが達成された段階での辰野町の姿が脳裏にデザインされておると考えます。今後推進される「行政評価システム」には各事業の達成目標が必須要件であります。そうであれば、選挙で矢ヶ崎町長が約束された主要政策は、その目標値を自ら明らかにされるべきだと思います。また「行政手法を、ガラッと変える」とも約束をされました。以上の点は今後の辰野町の行政の方向を占う大事な点だと思います。そこで私は次の点についてお伺いしたいと思います。

先ず、今時選挙で何ゆえ「マニフェスト」と銘打たれたのかお尋ねをいたします。さて、私が言うまでもなく、現在は、100 年に 1 度と言われる地方分権改革の渦中にあります。今までの中央集権型の行政から「協働・ネットワーク型市民社会」への大きな転換点にあります。ワークショップなどの手法は、その回転軸となる有力なツールであると思います。矢ヶ崎町長は選挙の告示 1 箇月ほど前、突然行政手法の変換を表明されました。

そこで、行政手法の変更の必要を、今までの行政のどういう点で感じられたのか。ワークショップを採り入れることで何を指すのか。今までの何処をどう変えて、どのように職員や住民の意識を変え、どのような共同体をこの町に作ろうとされるのかをこの機会に町民の皆さんに明らかにされたいと思います。

ワークショップについては、この壇上から何度も採り上げてきました。しかし、住民は元より職員の理解も大変不十分だと思います。矢ヶ崎町長がこの手法を今後の町政に適用されるのであれば、早急にこれへの理解を深める方策が必要であります。

そのための方策とスケジュールをお伺いをいたします。

次に、政策目標の設定についてであります。選挙中に発表されたいくつかの「マニフェスト」には政策達成のレベルまでは触れておられません。スペース的にも余裕がなかったものと存じます。そこで、この一般質問の機会に、町民の皆さんに明らかにしていただきたいと思ひます。

質問ですが、先ず主要政策が示す数値目標、定量的な目標であります。それと同じく満足度等の定性的な目標はどうか質問させていただきます。マニュアルとはすべてとはいきませんので、極根幹の根幹の政策2~3についてお聞きをいたします。今回の公約の目玉の一つは先ほども質問がありましたように「企業立町による自主財源確保」であります。マニフェストでは、「企業誘致による、企業立町を目指し、自主財源の充実によって自立のまちづくりを目指す」としているわけでありす。「自立の町」にふさわしい財政力指数等の具体的目標が必要であります。漠然とできるだけ頑張るというのでは、政権政策にはなりません。そして先ず、自立の町のデザインがなければなりません。企業でもトップが方向と目標と数値を明確に示してこそ、従業員や経営体の力を集中できるのではないのでしょうか。財政力指数や起債制限比率などの「自立を目指す」目標値がありましたらご答弁をいただきたいと思ひます。もしまだなければ今後目標を設定していくべきだと思ひます。

次に、雇用の確保により「若者の定住で活力の有る町」にするとしております。以前にもこの議会でも議論のあった、辰野町出身者の定着率や、2~30代の人口の社会増などを政策目標として設定するべきでだと思ひます。この点についての目標やご所見をお伺いを致します。

10月23日までは、矢ヶ崎候補の政権公約だったこのマニフェストは当選によって、辰野町の政策課題となりました。今後の反映について2点質問をいたします。先ず、今第四次総合計画の後期基本計画をまとめようとしております。ワークショップ手法等のこれらへの反映をどう担保されていくのかお尋ねをいたします。

もう一点、マニフェストでは「行政評価システムを作り、住民にチェックしてもらう」としてあります。その前提として、各事業の到達目標は必要であります。各事業を執行することによる成果目標を予算編成と共に持つべきだと考えます。更に、住民にそれを開示しながら事業の執行をすることが「職員の皆さんの意識を変える」大きなきっかけになると確信をいたします。事務事業の目標の設定を提案して質問を終わります。

町 長

それでは質問順位第2番の飯澤将武議員の質問にお答え申し上げます。選挙がありまして、マニフェストした理由ということでだそうでことごとございます。スローガン公約よりもより鮮明に私の選挙の今後の指針を住民の皆さんに明らかにしたものであります。数値が入るものだけがマニフェストじゃありません。より進んだ目標値をあるいは目標の方針を住民の皆さんに理解していただくということでマニフェストとしたわけでありすので、お分かりをいただきたいと思ひます。

後は協働ネットワーク型市民社会というふうなことでありまして、まさにそのと

おりであります。前はどちらかという行政主導であったことは議員もご指摘でありまして、よく聞かない行政というものは日本国あちらこちらに行われたわけがあります。まあこれも悪いという意味じゃないんでしょうけども、行政の方でこうやったら住民の皆さん喜ぶだろう。これも国も県も町も市町村もって意味です。こうすべきである。またこうしないと日本が発展しない、町が発展しないと段階別にいろいろやってきたということでもあります。しかし、私は疑問を感じまして、聞く耳町政ということで1期、2期を乗り切らせていただきました。よく聞かしていただき、任していただいて政策を決定し、同時にまた財源との絡みもありあすので、それをうまく整合、うまく整合って言うといいんですけども、事実上は国の方がお金を下げてきておりますので、当然我慢してもらうものも下げるものも、そして新たに取り組むものも選別などもさせていただきました。しかし、その中で財源が少なくなればなるほど住民の皆さん方に住民こそまさに主権を持たなきゃならないと私も信じておりますので、不満などが出て来る可能性も多い。こういうことでもあります。

それでいろいろと検討しました結果、住民の皆さんと話し合いをして任してもらうんでなくて、主要な町が、我々がこれは住民の皆さんと話し合いをして決めた方がいいと思われるものに限ってですねえ、ワークショップ方式を導入させていただいて、そして住民の皆さんと話し合いの中で方向までも決定していただこうと、こういうことはワークショップの大きな目的であり、またまさに住民の皆さん方のこういうときの気持ちをですね確実に行政が吸収し、そして反映できる一つの方法であるという新たな挑戦であると思っております。しかし、これも急にということじゃなくて、2期目の終わりぐらいからはいろんな問題も起こってきますので、既に導入を滑り出しをいたしております。そういったことで住民の皆さん方の意見を聞く会とか、いろんなことがその一つのあの証拠になってこようかとこんなふうに思います。

そういう中で職員の意識改革ということも大きく謳いましたが、もう一度職員の考え方の中に法的に説明したり、できるとか、できないとか、じゃあこれやりますとかそういう職員だけじゃなくて、実際にじゃあどうやったらそりゃあできるのかなあと。一旦住民の皆さん方の要望に入り込めるような感覚を少し養っていただく必要がある。同時に先ほど言ったようにこのワークショップ、ワークショップ理論などを進めるにあたって一番基礎的な考え方の意識を改革しなきゃならないということでもありますから、もう1回根源に立ってあのお民こそ主役である。同時にそれを手法としてどのようにやっていけばいいのか。また的確な説明したからそれで終わっているのか、そうするとやはり顧客、行政体では住民と言いますけども住民満足度、CS方式などの中で住民の皆さんにチェックしてもらうこと、こういうことだという考え方を先ずもっていくこと。これが正しいという方向であるということ。また行政評価システムも予算を付けて無事その事業をこなして、もちろんできるだけ経費を安く、そして有効に早くというふうなことで、そういった制約と縛りと勧めはありますけども、うまくそれを無事こなしたと。後は決算締めてはい終わり

なくて、それに対しましては先ずプランがあり、そして行ったわけですからDがあります。PDあとチェックしてそれは住民チェックもその中に入れて、そして次のアクションに活かしていく。あるいは修正が必要ならばもう一度後ろを向いて、その修正もしていく。それはすべてソフト事業にもハード事業にも言えることでありますから、そのような感覚になっていく。やはり顧客満足度が上がっていくこと、それも数値目標示せと言われましてもまだこれから取り組んだところでありますので、今簡単に言えば腰だめみたいになっちゃいますので、今詰めていくところでありますから、そんな中でまた数値目標も必要なところは出していきたいと思っておりますが、そういうことで職員意識を変えて、そしてこういったあの新しい手法も一部導入ということでありますから、それに対する対応ができるようなふうな職員になってもらうと、こういうことが主な意識改革であります。

あと財政力指数その他いろいろありますので、直ぐ数値、数値って言いますけども、今国がこんな安定、不安定な中で数値目標立てれますか。あのもし仮に立っても直ぐ修正するような数値目標になると思いますので、今も言いましたようにこの財政力指数がなんてことは誰がみてもお分かりのとおり、限りなく1に近づけるといふことに決まっています。先ほどの財政力指数、同時にまた企業誘致にしてもですね、また自主財源確保にしてもそれはできるだけ多くに決まっているんじゃないですか。っていうことでもう少し今漬け込みをしている段階で、漬物しているのewith、いっかにどうやって食べるころだとだいたいの目標はそりゃああるにしてもですねえ、明らかにする目標としては今現在そことを進めてる段階でありますので、それに応じてまた議員もご指摘のとおり必要なところは、必要な時期にまた公表はさせていただきますとこういうことであります。現在基準財政需要額っていうものがございまして、それから基準財政収入額があって財政力指数というものが出てきているわけでありますが、これあの収入額はこれ下がってきております。基準財政収入額、しかしこれあの需要額も下がってきてますので、財政力指数は逆に上がってるんですよ。ということだって出てきますので、単面的でないということです。したがって、じゃああの財政力指数がどんどん上がったからこれでいいのかって言ったら、実際にやる仕事の方を下げたんだということでは、まあしかし、下げざるを得ないんでしょうけどもあまりよくないんで、収入を上げてる中でそしてあの財政力の方も上げてですね、収入支出ともに上がっていく中での、あのこの財政力指数を上げていくことが一番望ましいわけでありますので、まあそれが大変難しいことでそれで四苦八苦みんなしているわけでありますから、単面的なそういった指数だけが行政手法のすべてを判断されるもんで全くありませんので、よくそれも見極めていただいて、そしてまたこんな数字も適宜に出していきたいとこんなふうにとります。

経常収支比率というのもありますけども、これは78.7が今82%ぐらいに逆に上がってますので、これは上がるとあまりよくないことです。82.8ですか。じゃあしかし、これもあの国の方の今先ほど言いましたように動向だっていうことでお話ししましたように、臨時財政対策債これがあって、で急になくなっちゃうんですね

え。そうするとこの指数が直ぐ違ってきちゃうんです。ですから町だけで目標値を立てていくってことじゃなくて、国も県も全部絡んできている。それから国がどんどん変更してきている。国が悪いって言うことばっか言うんじゃないんですけども、この指数を出していくのにあたって、末端行政っていうものは非常に左右されてしまうということです。議員のご指摘のとおり町が発展していく、あるいは自立していくこういう目標値の中の数値、国なら直ぐ出せるでしょうけども。いろんなあの因果関係がありまして、数値が直ぐ変わってしまうということでもありますから、もう少し安定の方向みさしていただいて、数値目標も出していくことが非常に大事ではあるとこんなふうにも思っているところであります。

第四次行財政改革、あ、もとへ。第四次の後期の基本計画につきまして、住民の皆さん方のあの反映をどういうふうにしていくかと。住民世論ですね、そういったものであります。後期基本計画の関連施策には当然盛り込んでまいります。そんな中で住民アンケート 1,500 人ぐらいの対象にそれも行っていきたいとこんなふうに思っています。今現在素案から庁舎内で次の計画に向けて今度は住民の皆さん方の意見公募、まあ各個、各種団体の意見調査などを行っていくところでありますので、また直ぐにこう形式的にじゃあ数値目標どうだ、ああだこうだとかこういうふうな一点で全体を判断する主義でなくて、広く今の現状の進んでいる状況なども踏まえてご理解をいただき、またご示唆をいただければありがたいとこんなふうに思っています。

また重点政策や重点事業としては、大きな問題は民意を汲んだ中でももちろん取り入れていくわけでありまして。調整会議も行ってまいります。行政評価システムの構築中で現在ありますが、17 年か 18 年実施、19 年、17 年でも実施するものも出てまいります。こういった段階でありますから、今緒についたところと。滑り出しの実験はあの 2 期目にも行ってありますが、そんな段階でありますからご理解をいただければありがたいとこんなように思います。

なお、質問の要項の中に住民満足度で「定性的」という新しい言葉をご指摘であります。まあ定性的ってのはあの定量に対して定性って言うんでしょうけども、こりゃあ科学用語でやたら困るんですね今の時代流行語で、いろんな言葉をこう適用さしてくるんで。要するに量より質という意味でありまして、科学の物体をその組成構造を分析するのを定性的というんだそうです。量がいくつあるかでなくて質がどうであったかと。どんなものが絡んでいるかと、まあそれを応用してきて、この飯沢町議の方も数値目標並びに満足度の定性的目標はとこういうようなことではあります。これも当然これは質が良くないとあの住民満足度のCSですかねえ、カスタマーズ・サティスファクションに対しては数値が落ちるわけでありまして、十二分にその辺も考慮して満足度が上がるような方向を今模索し、今構築中でありますからご理解をいただきたいと思っております。あと課長の方からお答えを申し上げます。

議 長

いい。はい。飯沢議員。

飯沢將武

はい、あの再質問をさせていただきます。まあそのマニフェストについてはですね、あの今必ずしも数字が入らなくてもいいじゃねえかというお話なんですけど、まあ一般的に言ってですね、今度のマニフェスト選挙が行われた中で、今までの選挙公約と違う点っていうのはやはりあの具体的なですねえ、政策の数値目標あるいは実施期限、財源方法などが明示されるのが普通ですというのが一般的なあの見解であります。是非あのできるだけそういうものに近づくようなあの努力をまた今後していただいでですねえ、あの住民の側からもですねえ、あの評価がしやすいようなご努力をいただきたいということをお願いをしておきます。

もう一つあの新しいワークショップ等ですねえ、新しい手法についての普及のことなんですけど、あの例えばですね、あの箕輪町ではこれはあのワークショップではないんですけども、協働・コラボレーションの方についてですねえ、まあ新聞記事によりますと7月にご覧の専門家に来ていただいて、講演会をしてそのあと町長さんとか各種団体等でパネルディスカッションをして、あのこういう新しいやり方について手法を深めているという努力もしております。また南箕輪でもですねえ、やはりあの講演会等を開いて参加と協働についての講演会を開いて住民やあの関係者の理解を深めるということをしておりますし、また駒ヶ根市も市民や職員を対象にした協働のまちづくりの講演会をするというように、やはりあの専門的なあの新しいことなので、あの理解を深める努力をしておりますので、是非あのそういう点もですね、今後あのまあ自己流に陥るといって語弊があるかもしれませんが、ないようにあのやはりそういう住民の皆さん、あるいは我々議員もそうだし、職員の皆さんもそうなんですけど、あの理解を深めるような取り組みをお願いしたいと思いますので、その点について今後のあの積極的に取り組んでいただきたいんですが、あの再度ご答弁をお願いしたいと思います。

あとあの計画数値なんですけど、あの後期基本計画の中にもですね、これまたまああのパソコンの方から引っ張り出したわけなんですけど、これあの課長にお伺いしたいわけなんですけど、あの現に後期基本計画の策定方針と五つの重点課題という中でですねえ、目的と手段の明確化等をする。それと定期的に評価を行うことを前提に施策ごとに成果指標を設定するというように、重点課題としてですね、こういうになってるわけなんです。そういう点で是非私も委員会等でもですねえ、あの決算議会等でもいろいろお聞きしたわけなんですけど、なかなか具体的にそれぞれの事業に対してどういう目標を持っていたかというのを聞いても出てこないんですよ。これじゃあいけないと思うんですよ。やはり皆さんの税金使って事業するわけですから、それに対してどういう効果を願うのかということを持ってちゃんと仕事をする。これはもう当然のことだと思うんで、是非これ大、頑張ってくださいねえ、これあの今度の予算編成からですねえ、できるところはちゃんと目標もっていくと。これはあの課長、まちづくり課の方ではやって欲しいし、やはりトップとして町長もそれを強力にあの進めて欲しいということをお願いして、ご答弁を求めます。

町 長



こちらの方に質問がありましたことをもう一度再答弁をさせていただきたいと思  
います。マニフェストでえらいこだわっているようでありますが、マニフェストと  
は、主義・方針を発表し、明らかにするものであります。数値があればよりいいで  
しょうし、数値が入らないものもあります。すべてマニフェストと私は思っており  
ます。以上であります。

なお、辰野町はそのことに基づきまして、後期基本計画すべて数値を入れてあり  
ます。これで発表していきたいと思っております。議員ご指摘のとおり新しい手法、  
その他住民の皆さん方のご理解みんな珍しいこと、初めてのこともありますので、  
できるだけご理解いただくようにご指摘のように説明会、講習会なども行ってまい  
ります。以上であります。あと課長からお答えいたします。

まちづくり政策課長

後期基本計画につきまして、ご指摘ございました。できる限りそういう方向での  
取り組みを現在進めているところでございますので、また素案ができた段階でご意  
見を賜ればというふうに思っています。よろしく申し上げます。

(飯沢)

はい、いいです。

議 長

進行いたします。質問順位 3 番、議席 10 番 福島英雄議員。

## 【質問順位 3 番、議席 10 番 福島英雄議員】

10 番 (福島英)

質問に先立ち、先ごろ行われた町長選にて町民の圧倒的多数により再選された矢  
ヶ崎町長に心からお祝いを申し上げたいと思えます。矢ヶ崎町長の 2 期 8 年のそれ  
こそ昼も夜もない、暮れも正月もない献身的な努力と、健全財政を守り抜いた堅実  
な手腕と実績をもとに辰野町民は更にもう 1 期矢ヶ崎町長に町政を託す選択をした  
わけであります。今、日本は多少経済は上向いてきたとは言え、地方行政の厳しさ  
は依然変わりありません。健康には十分気を付けていただき、辰野町の行政のリー  
ダーとして町の明るい将来へとつながる町政を期待し、一層のご健闘を祈念するも  
のであります。ご当選誠におめでとうございました。

さて質問に入らせていただきます。私の本日の最初の質問は行政評価システムの  
構築に向けての現在の作業進展状況についてであります。辰野町は、足腰の強いま  
ちづくりへの取り組みを目指して「住民と行政の協働のまちづくり」をテーマに「辰  
野町第四次行財政改革大綱」を策定しました。そしてその中の行財政改革の具体的  
方針では効率的な行政運営の推進を挙げ、目標を設定した行政運営の推進と行政評  
価システムの導入を目指しています。限られた財源の中、また多様化する住民のニ  
ーズに対応するためには、事務事業全般にわたり最小の経費で最大の効果を得てい  
るかを検証する「成果重視」の行政運営が不可欠とし、そのため行政の事務事業す  
べてについて有効性・経済性・効率性・必要性及び妥当性等を客観的な基準で評価

し、見直しや優先順位を付けることにより、よりよい行政運営を図るとしています。

私は、特にこの中で、「住民との協働」、「情報公開」、そして「目標管理を含んだ行政評価システム」の3点が有機的に結合された形で導入されることに大きな期待を寄せています。三重県の事務事業行政評価に始まり、これまで行政に欠けていた部分であったとして、折からの行革の道具として多くの自治体から注目を集め、数多くの行政体が取り組み、いくつもの方式が考えられ大きな成果を上げてきた行政評価の手法ですが、この辰野町の目指す調査・分析・企画・実行・評価のマネジメント・スパイラルに情報公開と市民参加を取り入れた参加型評価システムの構築は最適なものであり、辰野町が是非この手法を確実に機能するシステムとして辰野町の将来につなげてもらいたいと願っています。

このことについて本年5月10日付けの去る新聞の記事が手元にあるので、紹介したいと思います。「行政評価制度システム構築官民協働で＝辰野町」、辰野町は行政評価制度の本格導入に向け、今年、本年5月のことですが、からその体制づくりの研究に入る。システム構築にあたっては町民の有識者をコンサルタントとして採用し、行政と町民協働で同町の実情や町民のニーズに即した独自の運用を目指す。従来の行政運営は、計画した事業を確実に行うことに重点が置かれ、「その実施成果や改善への取り組みを分析し、明確にする公式の仕組みはなかった」しかし、最近では行政運営や予算の使途の透明性を高め、施策実施による確かな効果を求める住民のニーズが高まっている。こうした中、庁外の客観評価も含む行政評価制度を導入することで、「住民生活の向上と満足度を主眼に事業を実施して成果を出し、次年度への確実な改善へとつなげる体制ができる」とする。

同制度は民間企業の経営管理手法で、多くの自治体で導入、行政運営の転換を図る動きが進んでいる。同町では今年度から3箇年の計画で、町が行う全事務事業への評価制度の適用と職員の意識改革、外部評価体制の確立を目指す。制度の導入にあたっては、民間の専門コンサルタントに委託するケースが多いが、同町では在町の有識者に参画を求め、「全国の画一的なシステムに当てはめるのではなく、町民のニーズや役場の実情に即したシステム」をつくり、制度の実効性を高めたい考えだ。有識者は民間企業で長年、経営管理や人材育成などに携わってきた経験者。町民が個々の能力を地域のために生かす官民協働の実践ともなる。今年度は、庁内の若手職員を中心に研究会を立ち上げ、有識者を交えて評価制度の基準づくりを行う。併せて庁内の1係1事業、全約50件の事業を試行的に評価する計画だ。と言うものであります。

先ごろ行われました町長選においても矢ヶ崎町長は行政評価やCS、カスタマー・サティスファクション、いわゆる住民満足度を的確につかんだ行政を積極的に進めると公約されていました。辰野町の将来がこの市民参加型行政評価システムの出来いかにかかっていると思っているのですが、現在どのように進んでいるのかを現在の進展状況とこれからの見通しをお話しいただきたいと思います。

さて、第1の質問が将来を見据えて今・現在をしっかりと守る、守備する手法についてであったとすれば2番目の次の質問は、実際にその将来に向けての攻めの部分

についてであります。攻守相備えた行政が今こそ必要であります。県は先月 28 日の県都市計画審議会に、県内の未整備の都市計画道路についてその必要性を再検証する時期にきている。市町村が検討する際の「見直し指針」を年度内に策定したいとして、環境や機能の再評価へ向けた指針の原案を示しました。それによると、車の騒音が環境に与える影響、コミュニティ形成への影響、交通に果たす役割、災害時の避難路としての機能といった面や、こうした機能を既存の道路で代替可能かなどなどの点で着工していないすべての路線を再評価し、事業費や地形的制約など建設の実現性も検討し、「存続」「計画変更」「廃止」の三つに分類する。年度内にこの指針策定を終え、市町村とともに来年度以降、路線ごとに見直しを進めるとしています。この日の審議会では「市町村が都市計画道路の早期建設を望んでいることに変わりはなく、見直しでどう地元の意見を集約するかが重要だ」、また「市町村ごとに意見を聞くだけでなく、路線の起点から終点までの広い範囲で必要性を議論する必要がある」などとの意見が出されたようであります。

この審議会に先立ち、県は県内の市町村を対象に都市計画道路についてアンケート調査を行っております。県のまとめですと、2004 年度までに都市計画決定された県内の都市計画道路 1,661 キロのうち、計 1,068 キロ、64.3%が未整備か整備中で、設計や測量にも着手していない未整備の都市計画道路は 973 キロで全体の 58.6%。このうち、731 キロが昭和 40 年代以前に計画決定されており、着工されないまま 30 年以上が経過している実態が浮き彫りとなっております。

我が辰野町に目を向けてみましょう。都市計画道路のかなりがいまだ手つかずで残っている現状があります。まず、こういう現況についての行政当局は、現況を行政当局はどのように認識しているかお話しください。例えば私の地元宮木区におきましては、2~3 年前に町は宮所新町線や新町赤羽線などについて地元説明会を 2~3 度行い測量までも実施しているのですがその後何の音沙汰もありません。計画立案時からかなりの時間が経過して、状況が変化しているのが現状であります。大きな事業になると思いますが、ここで今回の県の動きに呼応し、辰野町の将来にむけて住民のコンセンサスを的確にまとめ直すことが適当ではないかと思いますが、この点町ではどのように考えているかお答えください。一部先ほどの宮原議員の質問とダブルところがありますが、見直し作業に焦点をあて答弁をお願いしたいと思います。

町 長

それでは引き続き質問順位第 3 番の福島英雄議員の質問にお答え申し上げたいと思います。辰野町の第四次行財政改革大綱に謳われている行政評価システムということで、先ほどらいのお話かと思えます。私も公約で既にこれを 2 期目の終わりから既に滑り出しはしたところでありますが、より強くまた体系的にもがっちりしたものにして、これを執り行っていきたいということで、現在進めている最中があります。早くも辰野町はこの行政評価システムの中に、議員ご指摘の CS 方式を顧客あるいは住民満足度チェックも合い合わせて入れて、職員の講演・講習会も行ったところでありますし、このことにつきまして、早めに着手を進めているとこ

あります。やはり先ほども言いましたように決算締めてはい終わりではなくて、やはり住民のために行政がやっていくことは事実でありますので、それに対して住民の皆さん方がどんなことを思ったのか。あるいは知らなくて分かってああ良かったっつう人もあるでしょうし、いいと思ったけど知って悪かったっつうこともあるでしょうし、やっぱり掘り下げていく中で次のまた課題、チェックとアクションが行われるとこんなふうにも考えているところであります。

議員のご質問でございますが、今の導入計画についてということですが、細かいところは課長の方からお答え申し上げますが、既に平成 17 年度先進地自治体の事例研究をいたしておりますし、コンサルタントにも地元の皆さん方、今日もお見えでございますけれどもお願い申し上げます、専門的見地からのご指導もいただいておりますし、同時に辰野式というような形の中で、一緒になってまた新しい構築も今願っているところであります。政策目的の体系を作るとか、事務事業の評価調書の設定だとか作成だとか、いろんなことを既に入ってきております。そして 18 年度に向けては事務事業の評価ということで、250 事業の評価を行いたいと思っておりますし、それぞれまた数値も先ほどの話じゃございませんけれども評価もさしていくつもりであります。また外部の評価方法などの検討も 18 年は入ってまいりますし、19 年からは外部評価も導入をいたしてまいります。19 年度はさらにまた事務事業評価の実施を行いまして、500 事業にあたっての評価実施を執り行っていくということを進めてまいります。また施策などの評価実施も行ってまいりますし、政策評価調書などの設計作成、それぞれ進めていくところであります。現在の 18 年度に関します進展情報でございますが、この辺はまたアンケートも執り行ってどんどん進めるということでありますけれども、課長の方から詳しくお答えを申し上げたいとこんなふうに思います。

次は都市計画道路についての見直しということですが、都市計画法が 40 年に早くでき、現行は 43 年の施行によるものがまあずっと行われているわけでありまして、既にその時点で道路決定、都市計画道路の計画決定されたものも沢山あるかと思っております。時あたかも長野県でも既に先ほど言いましたように進捗率が 36% ぐらい、辰野町も全体評価の中では 37% ぐらいが伸展しているところでありますから、多くが倍近いものがまだ予定で未着工あるいは計画決定のまま図面に標示されたままという形にはなりません。そういう中で長野県の人口が 2000 元年がピークでありまして、これから 2000 そうですね 35 年ぐらいになりますと、182 万人ぐらいまでに落ちてしまうだろうと。今 220 万ぐらいあるわけですが、ていう中で本当にそういった当時作られた予定路線が、あるいは計画路線が必要であるかどうかのチェック。あるいは一層そこでなくて、ほかに変えた方がよくないか。いろんなあの見直しの必要性がでてきて、県の方もこれを都市計画を中心にやっていくようでありまして、あの都市計画の道路の見直しの指針というものが今度は都市計画審議会、県の都市計画審議会の方で決定をまたみる方向で今進むようであります。それに併せまして辰野町も多々先ほどのとおりでございますので、この見直しにかけてまた辰野町の都市計画審議会もお願いを申し上げます、そしてまた現地を確認し

たり、着工して途中で止まっているところ、未着工のところ、またあまりにも住民の皆さん方あるいはまた地権者の理解って言いますか、賛同を得れないところ、まあ前々の町長さんは、都市計画ってのは100年の体系だというふうにもおっしゃったこともありますし、正にそのような方向で動いているところも沢山あるわけありますが、まあそういったことの中でまだまだ本当に住民の皆さん方もただ規制だけかかって、網がかかって大変迷惑がっているところまた中にはあるかもしれません。やればいいんだけどもやらないまま網かけられるってことは非常に大変だというふうに言う方もあります。あるいは網かかってもどっちみちやらねえんだからありがたいっゆう人も出てきます。きていますし、いろんな様々であります。なおまた、100年の体系やってますとあの時よかったのに代が変わったら反対になったとかその逆もまた出てくるようであります。今度代が変わったらよくなったとかです。それが一斉にでなくて千差万別で行われますので、なかなかこの進捗、実際に実施段階に入っていく。計画決定ありますから次は事業決定しないと実施ができませんので、それに持ち込むにあたりましては、説明会などもいろいろ行ってはいるわけですが、駅前区画整理範囲内の問題もありますし、またあの宮木の今のご指摘の路線もありますしほかのともありますけど、どうしてもそういうところに、どうしても今日本の場合は個人所有財産の優先という大前提がございますので、まあこれイギリスあたりへ行くと公共優先になりますので、まあある一定の話過ぎればもう強制的にどんどんやられるようではありますが、日本はそういった法律下でありますから、地権者の同意なければなかなかできないのが現状であります。さあ、さてそれで、もし外すというときになりますとどういうことになっていくかって言いますと、簡単にこれも外れるものではない。と言いますのは今まで制約をかけているわけですので、この例えば地域は自由に例えば近隣商業だとかなんかで何階建ても建てたのに、網がかかっているがために先ほど言いましたように階高が2階建てに抑えられている。あるいは鉄筋コンクリートにしたかったのに、まあせいぜい木造か鉄骨のALCかPC構造にしたというふうなこと。で外すんだったら、今までの私どもはできたのに、やるというつもりで規制でもって我慢してたのに、ここで外されて、じゃあ補償をどうしてくれるかという補償問題にもつながってくるという難しさが実はあります。これは日本中そうで、なかなか網が外れないと。一旦かけた網が外れない。用途地域の変更でも同じことです。その辺の難しさが実はあるわけあります。これをやはり解消していくには、あの実際に住民の皆さんとその地域の皆さん、あるいはその周辺の皆さんあるいは町内のほかの皆さん方も一緒になって、これこそあのワークショップではないですけども、あの一緒になって話し合っ、その中で決めていくっていう方がどうしても駄目な方って中にはあるかもしれませんが、納得しやすい。ただ行政が、ですから駅前区画なんかも県施工型でもって一生懸命やったら、県がはじき出されて住民から総ケッチンをくらった。じゃあ一層町施工でどうだ。それならいい。一緒に乗り出した。やはり町も駄目だ。いっそもまた県の方の県施工にまた戻したらどうか。いろんなあのことがあの歴代行われているのが事実でありますから、やはり何施工、何施工で

なくて、それぞれ本当に白紙の状態から皆さん本当にこれでいいでしょうかと。これだけの網がかかっています。どっちが良いんでしょうか。このままいきますか、あるいは一層しませんか。あるいは路線替えますか。しかし、その場合にはこんな補償も中に言う方も出てくるんですが、どうなんでしょうと。しかし、補償だということになるとこれ外せませんというなことも全部行政も洗いざらい全部出して、そしてあの論議を、論議と言いますか論議じゃないですね、いっぱい話し合いをして、それぞれの主観をそれぞれ出ささせていただいて、そしてもし積み重ねの中でいい方向が出るならこれが一番いいだろうとうふうに思います。

今県にお願いをして辰野町の道路懇談会一応ワークショップ形式などでも行っておりますし、それで成功した事例もあのほかの県でもあるようであります。これ住民一体となって関わって路線を替えてしかも早くできた。それにこだわっているといつまでもできない、あるいは効果が薄い。また時代に合わない。またその街の用途に合わない、不合理がある。またほかのあのいくら都市計画道路が先ほどの話じゃありませんけども、計画道があっても必要に応じて新しい道路がどんどん開くこともありますのでね、それとの整合性が違ってくる。いろいろやっぱりあの時代とともに変わってきますから、そういったことの中で住民の皆さんを巻き込んで、巻き込んでっていう言い方は失礼であります、一緒になって考えていただいて、そしてこのような見直しについてもしていきたいとこんなふうに思っております。あと課長の方からもお答え申し上げます。

まちづくり政策課長

行政評価システムにつきまして、17年度現在までの進捗状況につきましてあのお答えをいたします。町長の方からございましたように17年度から評価システムの構築に着手いたしまして、19年度完成。全事業の評価を実施をするまでこぎつきたいと思っておりますし、19年度には外部の評価も受けるようなシステムを作ってまいりたいということで、現在進んでいるところであります。庁舎の中で研究委員会を立ち上げまして、5月発足いたしまして9回今まで実施をしております。現在の段階では事務事業評価シートの作成の案を作っているところでございまして、職員のシート記入説明会を12月に予定をしている段階でございます。また職員アンケートを実施をいたしまして、10月実施をいたしましたけれども今の仕事を誰のためにやっているのかとか、あるいは仕事の目的や目標をどのように認識しているのか。あるいは自分の仕事を数値化できるかというふうな項目を中心にいたしまして、16項目実施をいたしました。これにつきましては結果につきましては、職員の意識あるいはあの自分の仕事に対する考え方等につきまして、かなり前向きの部分を感じられて、行政評価システムを導入するにつきまして、私といたしましては自信と期待をもっているところでございます。また第1回の行政評価システムの研修会を10月、11月に実施をいたしました。役場の職員を対象でありましたけれども、PDCAサイクルの重要性を柱にいたしまして、目的意識、仕事の目的意識あるいは目標の設定の問題、あるいはコスト意識それからCSの問題等を行いまして、これにつきましてはPDCAサイクルの中での職員からの評価をいただいたところであ

りますが、この職員研修につきましても極めて好評であったというふうなことでございまして、これから行政評価を内部で行う行政評価につきましてその重要性ですとか、緊急性あるいは効果等につきまして、かなりの部分数値化が可能であろうと思いますし、そのことをもって外部評価に対するものが作れるんだらうというふうな期待をし、これからもあと2年ちょっとあるわけでありましてけれども進めてまいるところでございますので、よろしく願いいたします。以上であります。

#### 商工建設課長

都市計画道路の見直し町全体のことについては町長の答弁のとおりでありますけれども、町議地元の宮木を通っている新町宮所線、新町赤羽線のこれの変更の計画の件であります。これ10年以上になるかと思いますが、当時次の順番としては確か竜東線ですか城前から荒神山へ抜ける道が予定をされていたかと思いますがけれども、当時下水道と城前橋、天竜川改修に係る城前橋の架け替えの話がありまして、それらの下水道赤羽の下水道をどうしていくかという話と、城前橋の架け替えに伴う仮橋をどうするかというふうなことから、あの新町赤羽線を架けてあの橋を城前橋の代わりに使ったり、またあの下水道赤羽の下水道をもってくるというふうなことからあの新町赤羽線、それに伴いまして新町宮所線と両方の変更の計画が持ち上がったことではないかと思いますが、現在に至っているわけでありまして。その中で説明会何回も行いまして、いろいろな意見がございました。なかなかまとまるまでには至らなかったわけでありまして、ここで県で都市計画道路の見直しの指針、今年中には策定されるということでありまして、この道路も町全体の道路含めまして必要があればあの変更の検討をしてみたいと思います。以上でございます。

#### 番(福島)

行政評価システムについては、町長並びに担当課長から積極的な考えをお聞きしました。平成19年までに形にしたいということでありまして、是非進めていただきたいと思います。考えるに町長3期目の大きな柱になると思いますので、町長のその気で担当課の尻をたたくというか、ねじを巻いていただいて、いわゆる辰野方式の立派なものにしていただきたいと思います。

それから都市計画道路の見直しの件でありますけれども、これを見直すとすれば大きな本当に大きな事業になると思います。それこそ町長のリーダーシップが発揮される絶好の機会だと思いますので、今お聞きしますと県と呼応して見直し等対応をしていきたいというお話でしたので、そこら辺をやはり町長3期目の大きな成果として残るようにご努力をお願いしたいと思います。以上です。

#### 議 長

ここで暫時休憩といたします。再開時間は11時35分、11時35分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。質問順位 4 番、議席 16 番 成瀬恵津子議員。

### 【質問順位 4 番、議席 16 番 成瀬恵津子議員】

1 6 番(成瀬)

通告にしたがいまして、一般質問をいたします。10月に行われました辰野町町長選におきまして、矢ヶ崎町長が3選を果たされましたことは、多くの町民にとって大変喜ばしいことであると同時に、矢ヶ崎町長の肩にかかった期待と責任は、とても大きいものと実感します。また矢ヶ崎町長の掲げられました公約は、私どもの心から賛同するものであります。その公約の一つ、行政改革について質問いたします。

1 項目としまして、今、国や県、市町村で行政改革、機構改革が進められております。以前、篠平議員も一般質問されておりますが、辰野町としても自立のまちづくりに向けて、住民サービスの向上を図るため、行政のスリム化、いわゆる「課の統廃合」「機構改革」をさらに進めていくべきと考えます。また辰野町第四次行政改革大綱推進プログラムの中に「課の再編成を検討し、住民の分りやすい組織と適正・迅速な処理によりコストの縮減を目指します」とありますとおり、既に組織の見直し、課の再編成の検討は徐々に進めていると思いますが、辰野町として今後さらに課の再編成等の改革を進めていくべきと考えます。町としてはそのような機構改革の計画はあるかお聞きします。

先ず 1 点目としまして、複雑化している子どもをめぐる問題への対応策として、従来の幼児期は保健福祉課。中学期までを教育委員会という縦割り行政を見直し、「子ども課」という名称で、幼児期から中学期まで一つの課で業務を統合し、行っていくべきと考えます。

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。幼児期から義務教育までの人づくりの一元化で学校や保育園も連携して働きやすくなり、事業の効率化や住民サービス向上につながります。また増え続ける子どもの問題等、どこへ相談に行けばよいのか分らないという多くの声を聞く中、「子ども課」へ行けば総合的に解決できるというような子どもに関係する業務を一括して「子ども課」で担当し、子育てについて町民に分りやすい窓口を設置することを検討すべきと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

2 点目としまして水道課と商工建設課の統合というお考えはないかお聞きします。水道課の職務は給水・水源管理・施設管理・下水道管理等多種多忙であります。町の下水道事業の基盤整備が 94.1%とほぼ終了してきております。これにともない財政改革するうえにおきましても、商工建設課と水道課を統合し「建設水道課」にしていくべきと考えます。このほか今後、統廃合すべき課を検討し、改革を進めていく考えはあるのかお聞きします。

2 項目目としまして、A E D (自動体外式除細動器) についてお聞きします。A



ＥＤとは電気ショックが必要な心臓の状態を判断できる心臓電気ショックの器械です。突然死と呼ばれその大部分は心室細動という病気です。心室細動になると心臓が痙攣し、ポンプとしての役割が果たせず助かるチャンスは１分経過するごとに約１０％ずつ失われ、１０分後にはほとんどの人が死に至ります。この心室細動を正常な状態に戻す唯一の方法は除細動、心臓への電気ショックです。

普段、健康な子どもが部活動中などで野球やバレーボールや、バスケットボールなどが胸に強く当たったり、走っていて突然心臓が痙攣を起こし、尊い命を失うケースが多発しております。また今年開催された「愛・地球博」では心臓発作で突然倒れた男性が、そばにあったＡＥＤを使い助かり、現在では元気に社会復帰をしているというニュースをテレビで放映しておりました。

早期に除細動ができるＡＥＤの使用が必要となり、素早い除細動は社会復帰の鍵にもなります。ＡＥＤを自宅、学校、職場の多く人が集まる公共施設など様々な場所に置き、ＡＥＤを使うことで突然死を防ぐ事ができるでしょう。

１点目としまして、全国的にＡＥＤの学校や公共施設等への導入が進んでいますが、辰野町のＡＥＤの設置状況をお聞かせください。また今後導入していく考えはあるのかお聞かせください。

２点目としまして、ＡＥＤは除細動を含めた救命行為が簡単にできるよう作られています。先日も「たつの新聞」にＡＥＤの講習会の実施記事が掲載されておりましたが、このような講習会をどのような場所で、どのくらい行っているのかお聞きします。大切な町民の皆さんの命を守るために１台でも多くＡＥＤの設置することを要望し、質問を終わります。

町 長

それでは質問順位第４番の成瀬恵津子議員の質問にお答え申し上げます。行政改革ということで、特に乳児期から義務教育までの一元化という「子ども課」の設定はどうだろうかということでもあります。まあ次２項目目では逆に課の統廃合ということになりますが、この子ども課作ると逆に一つ増えるということになりますが、まあ必要に応じてはそりゃあ作ってもいいと思いますし、行政改革全体の流れではあの課の統廃合、またあと助役ほかからもお答え申し上げますが、そんなふうにも公約の中の一つでありますので、進めさしていただきたいと思っております。子ども課の必要性はご指摘のとおり十二分に私どもも感じております。やはりあの子どもを預かる、あるいは行政として管理していくところが、保育所から学校に変わり、学校からまた学校も小学校から中学校に変わり、また先生方も変わっていくということでもありますし、そうしますと段々あのそういった病気の方はそのまま治っていく場合も悪化する場合も、あのそのまま小康状態でいく場合もいろいろあるわけですから、そのたんび違う見解採られても子どもの方も困るだろうと確かに思います。最近なんかＡＤＨＤっていうような注意あの欠陥の多動性障害というような方も、子どもも出ているようですし、学習障害のＡＬＤ、あるいはまたＡＤＤで、注意欠陥障害とかあの出てきております。また乳児期ではこのまま続いてっちゃう場合もあって、恐れているわけではありますが、軽度発達障害者などもこれが増えているという

ことです。まあいろんな見方で最近チェック機能が非常に増えてきたから余計発見されているって部分も確かにあるかもしれません。まあしかし、食べ物の問題一概に言えませんけども、あるいは教育の仕方、あるいは少子化の中で切磋琢磨でそういったものが自然に治っていくものが治らなんじゃうとか、そんなこともいろいろあるのかなあというふうなことであります。いずれ行政的にもこれは対処しなければならぬ問題だと思います。

そうすると最初に戻りまして、それを一貫してその子どもさんに関してを一つ例を取ってみますと、一つの課がずっと掌握してて手戻りにならないように、また再確認などやって、まあ特に医学的なことも非常にあの絡んできますから、また無駄なことをやられても困るでしょうし、また薬投与、薬品投与ってこともありますので、その人に合う薬、合わない薬、また一定飲んだらかえてかなきゃならぬ薬、いろいろとあろうかと思えます。そういったことをできるだけそのようなところでやっていけば理想だと思っております。なお、大きな市になってまいりますと部制ってものが執られておりまして、部長のもとに課長がいるということですから、その体制の中で子ども課などは作りやすく、部長の参画の中でいろいろ課が別れていて子ども課をやっていくということはあるんですが、辰野町の場合は今のように例えば水道課とですねえ、今度はあの商工建設課と一緒にしなきゃいけないような中で、一人の課長でさらにまあそこが子ども課をやるっていう意味じゃないんですが、おそらくきっと学校教育か保健福祉だと思えますが、非常にこのやりにくくなってくることは事実であります。同時にあの地方交付金に対しましてもどんどん下がってきておりますので、なかなかあの新たに職員を雇って増やすっていうことも非常に難しいところでありますし、また辰野町の場合特に保健福祉課と学校教育って言いますか、教育委員会の方のこの物理的、時間的距離が離れているっていうこりゃあいろんなことがあります。また一部町民課も絡んでくるでしょうし、ということでやりにくいところがありますが、まあしかし、ご指摘でありますので、なんとかしなきゃならぬと私も考えております。まあそういった係を作って、課の中で課長の管轄下の中でそういった係が、係が飛び歩くのはいいですから、本人はあっちへ行けこっちへ行けで振り回すことは行政サービスとしてよくありませんし、特に先ほど言ったようにこういった病氣的なあの持ち主の子どもさんに対してはそれを動かすっていきませんし、親を動かすっていきませんのでなんとかそういった方向を考えてみなきゃならぬあそこなふうにも考えているところであります。

課の統廃合につきましては、これはあの正に先ほど言ったとおりでありますので、やむを得ず住民サービスをできるだけ落さないように、さあ大勢でかかってガラガラってことでなくて大勢でかかっていけば住民サービスは向上することは、あのほっといても大丈夫ですが、しかし、課を減らしてしかも職員を減らして住民サービスを落とさないっていうことは非常に並大抵のことじゃないんですが、できるだけご迷惑かけないように、財政事情もありますので、そういった方向考えていかなきゃならない。こんなことを思っております。まあしかし、大きなあの儉約のこういったことも職員一人だとかですねえ、収入役一人とかそんなことでは辰野町はと

ってもたちいっていけないわけでありますから、大きな行政改革の中の行政出費を減らすという意味では、正に議員さんおっしゃるとおりで、大きな人数をやっぱり減らしていく必要があるとこんなふうにも思っておりますので、また助役の方からも具体的な案をまたはっきりここで決めるわけにいきませんが、考え方をお示ししたいとこんなふうにも思っております。

次はみんな横文字ばかりでA E Dってこんど出てまいりましたが、心室除細動器ということで非常に軽敏な器械が出てまいりましたが、しかし、1台が60万とか70万とかする器械であります、現在あの公共の場では辰野高校に配備されております。まあこちらこれは県で配備したとこういうことでもあります。各小中学校あるいは公民館、理想的にはですね。各消防団などもそれを移動いくらでもできるものですから、いけば理想かなとも思います。しかし、取扱い間違えますと、まあしかし、あのやり方はそこで全部アナウンスしてくれますので、どこへ貼りなさいとかですね、チェックしてスイッチを入れていいとか段々こう順序がでてきます。まああの笑い話ですけど実際の話であります、そのセットの中にはあの簡単なこのカミソリが入っているようでして、何のカミソリだったら胸毛を剃るカミソリだそうにして、やっぱりあの胸毛は少なく、やはり肌に直接こう触れるところへ指定場所があってやるということです。ただ一番いけないのは、一番困ることはやっぱり離れてください、離れてください。貴方も大丈夫、私も大丈夫ってことになるんですが、実際にその患者さんですかね、患者さんからは離れていないといけないようです。電気ショックが入りますので。ただ健常体の皆さんが通電することはよくないということですから、スイッチを押す人はそこは絶対絶縁になっているから大丈夫ですが、それを取り扱い間違ったときとということを実験を試みるっていうわけにもこれいきませんが、あの専門的な医学的な見解もあるでしょうから今消防署もさらにそれを調べているところでありますので、できるだけその安全基準、下手に使われたらあの人命逆になってしまうことも気をつけながら頑張っていかなきゃならないと思います。消防団、奉仕団などもあの300人、400人と講習受けとりますので、その辺また消防署長から今詳しくご説明、ご答弁申し上げて、そしてまた予算に応じてまた安全基準もしっかり町なりに作りながら、できるだけ少しずつですね、できるだけ少しずつじゃなくて、できるだけ多くを目指してこういう財政事情でありますので、ちょっとずつかもしれないがあの配備はしていくつもりであります。是非ご理解をいただきたいとこんなふうにも思っているところであります。

心臓はあの心房、上の方にあるのが上って言いますか四つ分かれています、上のほうが心房、左心房、右心房ですけども、下が左心室、右心室になるわけですが、その心房細動もありますし、今ご指摘の心室細動もあり、特にその心室細動が起った場合には致命になる、致命傷になる確立が非常に高いと言われているわけですから、それに対してはあの除細動ですから、細動、細かくこう動く。あのプルスって言いますかあの電磁、電気を自分で起して人間がこうプルスする、打っているわけですが、余分な電気が出てきちゃうとか、これが高齢化でなっていく場合もあるし、あるいは先天的な方もあるし、そしてまたストレスであるいは高血圧で、過労で、

高脂血症で、高血圧で、いろんな原因がこのあるようでありまして、心臓肥大がために心室細動になる方もあるようでありまして、できるだけあのそういった方は前もっているんなあの治療法もあるようでありますので、投薬及び手術あるいはまたペースメーカーいろいろなこともあるようでありますので、やっといていただきたいんですが、一番困るのはあまりその自覚症状がなくて急に表れて、そして死に至ってしまうという例も多々あるようでありますから、是非そういったこともできるだけ人命のことでありますから優先して導入したいとは思っております。またご相談に議員皆さん方も積極的に乗っていただければと思っております。助役と消防署長からもお答えを申し上げます。

#### 助 役

それでは私の方から機構改革の関係につきましては、今あの町長の方から基本的な考え方についてはあの答弁あったとおりでありますので、具体的にまだあのこれから詰めていく段階ではありますけれども、その辺のところを少しお答えをしていきたいなと思っておりますけれども、確かに今議員さんのあの指摘のように、事業課を中心といたしまして、業務量の減っていることは事実でありますし、逆にあの増えている業務量の増えている課もあるということでもありますので、これはもう必然的にあの課の統合等も考えていかなければならないことは事実であります。しかし、あのこれをただ統合をしてということになりますと、なかなかその職員の減というのがあの先ずそこにもくっついてくるわけでもありますので、そうなりますと効率的にあの課の統廃合ってことになってきますし、そういう業務量も増え、職員も減らすということになりますと、できるものはアウトソーシングしながら指定管理者制度も導入しながら考えていくということも平行にして考えていかざるを得ない状況にあるかと思えます。そんなあのことで、今町の行政改革推進本部の第2部会で今その辺のところをですね、きちっと検討をして今研究に入っているところでありますけれども、そういうことからいきますと課の統廃合ではなくて、課の再編をしていかなないととてもこの部分のところはできないだろうということでもありますので、従来その課の課にとらわれずにもう全部平らにして、再編をしていかなざるを得ない状況にあるかなというのをまあ感じているわけで、非常にその辺のところでは研究も難しいわけでもありますけれども、できるならば2月くらいまでにはある程度方向を出していきたいなということでもあります。それで3月議会にはあの課の設置条例等もあの改正をし、係等の事務分担についても規則等を変更してですね、きちっとしていきたいなというふうに思っております。そんなことであの間に合えばですね、2月あたりの全協の方にも少しずつあの報告をし、ご相談を申し上げていきたいなというふうに考えておりますが、少なくとも来年の4月からはきちっとしたそういう体制の中で、町の行政運営をしていきたい。こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### 教育長

すいません。それではあの二つちょっとあの答弁さしていただきたいと思えますが、あの子ども課についてですが、あの指摘のとおりであります。障害児の早期

発見、早期対応の必要性がまあ非常に高まっていて、今町長が指摘した近年その軽度発達障害の増加の対応の支援には、どうしても幼保、小中連携した一貫したまあ指導が必要と、本当にそのとおりであります。それからあのそれだけじゃなくて、不登校生とか問題傾向の子どもたちは実はあの成育歴に起因していることが非常にあの多いということが、現在指摘されてまして、そういう意味でも障害児のためだけじゃなくて、幼保、小中一貫した指導が本当にあの必要だということでご指摘のとおりだと思いますが、ただあの教育委員会としてはあの子ども課というあの課が増えてまいりますので、あの現在あのまあ学校教育の係と生涯学習の係二つあるわけですが、まあもしそういうことが可能なら少なくともあの幼稚園・保育園教育係となるか、または子育て支援係となるかここら辺はもう少し検討しなきゃいけないと思いますが、あのそこら辺はあのまあそういう状況になったら、あの考えたいと思いますが、これあの教育委員会だけで決めることじゃなくて、今助役さん言ったようにあの全体の中で考えてことですので、いろいろクリアしなきゃいけないことは確かにいろいろとありますが、よろしくをお願いします。

二つ目にあのAEDの、あ、すいません。AEDの件であります、本年度辰野中学で心肺組成講習とともに消防署のAEDをお借りして、職員54人で講習を受けました。これはあの辰中の先生だけじゃなくて、東小、西小の先生も加わって講習を行いました、先ほども触れましたようにAEDの使用そのものは医療行為ですので、講習を受けてることと他の3条件が満たされた場合に例えば学校で使えるということですので、どうしてもこういう講習は必要かなということで、今後もほかのまだあの講習受けてない方が、あの先生たちにも広めていきたいと思いますが、ただあの設置についてはさっき町長さんおっしゃったとおりであります。1台非常に40万から60万かかりますので、あのなかなか厳しいですが、しかし、あの心臓疾患のある子とか本当にいざというときには、あのこれが本当に必要な子がまあ入ってくる。入学して来るって言う場合には本当に考えなきゃいけないんですが、まあそれ以外にも可能かどうかは今後、特に財政の面で検討させていただきますが、あのただ現在ではあの高校はほとんどあの入っているようですが、小中学校は今のところまだ1台も設置されてませんが、そんなふうに考えていきたいと思えます。以上です。

#### 消防署長

AEDのあの町内の設置状況でありますけども、辰野病院に1器設置をされております。AEDの対応の講習会につきましては、この9月から16回の講習会の要望がございまして、延べ340の方が受講をされております。職種をみますと教諭が87人、消防団・奉仕団が89名、保育士が60名、病院職員、看護師さん含みますが93名ほかNPO法人の方々が11名の受講されております。また取扱いにつきましては、先ほど町長説明がありましたけれども、音声に沿いまして取扱いをやっていくわけですが、医療器具として承認を得ておりますもので、安全性は保たれていると思っております。また消防署といたしましても今後の講習であります、住民の皆さんに救急応急手当を普及する代表機関でありますので、消防署で行う救命講習

会、地域の皆さん、各種団体、事業所等要望に沿って昼夜問わず講習を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

16番(成瀬)

ただ今の答弁で課の編成を町で考えているという答弁をお聞きしまして、是非実施に向けてよろしくお願いいいたします。あとAEDであります、今後あの小中学校への導入へのお考えはありませんでしょうか。計画お考えはありませんでしょうか。

教育長

さっきちょっと答弁したつもりですけども、あの今のところあの非常に高価ですので、あの直ぐ導入するってことはなかなか厳しいと思いますけれども、今後計画的にやっていくとか、または少し安くリースと言いますかね、レンタルというのも活用できるのかももう少し検討したと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

16番(成瀬)

はい、以上です。

議長

進行いたします。質問順位5番、議席5番 矢ヶ崎紀男議員。

## 【質問順位5番、議席5番 矢ヶ崎紀男議員】

5番(矢ヶ崎)

介護保険改正についてご質問をさせていただきます。1番目として、来年4月に介護保険が改正されますが、辰野町における保険料はいくらぐらいになるのか。

2番目として、平成16年度7月に介護保険制度の見直しが行われ、来年4月より施行されるわけですが、そこで人口2万から2万2,000人を目安に地域包括支援センターが設立されることになっていると思いますが、辰野町の計画ではどのようなになっているのか。

3番目として、計画ができているのであればその概要はどのようなものなのか。また地域包括支援センターの運営委員会の構成はどのようなものなのか、地域包括支援センターで行われる事業の一つの新予防給付のサービス提供従事者には、専門的知識・技術を兼ね備えた歯科衛生士、言語療法士等をチームアプローチとして加えていく計画はあるのか伺います。

介護保険制度が平成12年に施行されて以来、介護サービスの利用者と利用量は急速に拡大し、発足当初218万人であったものが平成17年度現在、認定者数410万人と88%に増加しています。10年後の2015年には65歳以上人口は3,300万人と人口の24.4%となり、75歳以上は650万人、なんと20年後2025年には65歳以上人口は2,000万人、75歳人口は800万人になると予想されています。また給付にかかる総費用も約4兆円から約7兆円と年に10%以上の伸び率を示すと言われております。こうした事実を踏まえて法制度の見直しが行われ、持続可能性の見地から急増する軽度要介護者について、介護予防に向けた施策として、第1段階として健

康な高齢者を対象とした介護予防一般高齢者施策、第2段として要介護状態になる可能性を持つハイリスク者を対象とした介護予防特定高齢者施策、第3段階として要支援・要介護1の軽度要介護者を対象とした新予防給付が立てられました。

要介護高齢者の直接的な死亡原因の第1位は肺炎で、なんと33%を占めています。ちなみに第2位は感染症で19%、癌は第5位でたった6%であります。そしてその肺炎の大多数は誤嚥性肺炎であります。こうした事実から新予防給付の内容として地域支援事業の一つとして運動機能の向上、2として栄養改善、3として口腔機能の向上が挙げられています。一方要介護状態になる3大リスクの要因として、1として転倒、2として気道感染、3として閉じこもりが介護予防に関するテキスト等調査研究委員会報告書で報告されています。要介護保険法の基本理念である「自立支援」を実現するためには、自己実現「自分で食べたい」「自分一人で自由に動きたい」「旅行したい」等成し遂げることが必要であります。

また高齢者の健康を持続し、要介護にならないためにも口腔の機能を持続すること、あるいは清潔に保つことは非常に重要であります。寝たきり老人の口腔内検査も実施することも大変重要なことであり、それによって意識改革もされるということだと思います。そして介護要望プログラムとして、要介護となる可能性が高いハイリスクの特定高齢者把握事業での基本チェックリスト案が作られていると思いますが、そのチェックリストを活用していくためにもチームアプローチとしてのサービス提供従事者の一員として、専門的知識をもつ歯科衛生士を是非加えていくべきと思いますが、所見を伺います。

次に大規模災害が発生した場合の対応についてであります。大規模災害が発生した場合、道路が寸断されるなどして、孤立する可能性がある集落が県内88市町村で1,322箇所にあがるのが9月12日内閣府が都道府県を通じて行った調査で分ったわけですが、これはで全国で最も多く、県危機管理消防防災課は市町村と連携して孤立化対策を進めていきたいとしているが、町はどのような対策を具体的に進めているのかを伺います。また県へはどのように要求していくのか。内閣府は、昨年10月の新潟県中越地震で多くの集落が孤立したことを受け、全国の実態を把握しようと6月下旬から7月の下旬にかけて調査を実施したということであるが、そこで農林水産省の統計資料農林業センサスに載っている中山間地の農業集落として、県内では4,029箇所が対象となっているわけであるが、辰野町での対象箇所は何箇所ぐらいあるのか。またないのかを伺います。

またこの結果を受け、集落が地滑り防止区域や急傾斜地、崩壊危険などの区域に入っていたり、隣接しており、災害時に孤立する恐れのある場所は全国では約1万9,000箇所へのぼり、都道府県でみると1,000箇所を超えたのは長野県だけあります。ちなみに最少は沖縄県の約10箇所あります。県内の市では最も多かったのは長野市で230箇所あります。辰野町では県の備蓄対象の地域はどこどこなのか伺いたい。また町として対象とならない地域に対しても独自の対策を検討すべきだと思うが、町の所見を伺います。また県は今年の台風23号や中越地震を受け、他地域からの支援に時間がかかる山間地の集落がどのくらいあるのか昨年度に調査

し、その結果県内 76 市町村の 411 地区に飲料水や食糧、ラジオなどの備蓄を進めるということであるが、この備蓄の品は県から支給を実際受けたのかを伺い、質問を終わります。

町 長

それでは質問順位 5 番の矢ヶ崎紀男議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。4 月に改正される介護保険料についてのご指摘であります。いずれにしましても、3 年ごとの見直しということで、当初は特に 1 号保険者の皆さん方、65 歳以上の皆さんでありますけども、2,290 円でスタートしたものであります。現行 2,760 円ぐらいになっております。18 年の 4 月見直しということになりますと、非常にあの受給者、受給者と言いますか受益者がこの増えてきている常態でありますので、全国的にどこでもあの上がるだろうと思われま。今の中間計測・推測の段階でも上がるのが予想されております。しかも 3 年ごとの見直しですので、18 年に計算しますのはその 3 年先平成 21 年度ぐらいまで見通して上げていく。一気に上げるかどうか別といたしまして、段階的に上げるかどうか別としまして、それも推測いたしますので、当初のスタートとみると 6 年間のズレを見込んでの計算ですから、相当額上がるのではないかとということをお心配しているところであります。

ちなみに辰野町では介護認定者が平成 13 年スタートのときは 574 名でありましたけれども、現平成 17 年では 711 名ということで、137 名の認定者が増ということになっております。一方、保険給付費ということで実際に支払われたお金は当初は 8 億円ぐらい、で 16 年、17 年はまだ推計が出てませんので、16 年では約 3 年を経過した常態で 10 億 5,000 万円ぐらいに上がってきております。ということで当然利用者が増えれば支払いも増えるということ。またあの段々慣れてきましてこういった利用、利用度また利用の中身も濃くなってきてる。利用度も慧敏に利用できるようになってきている。まあいいことあり、お金のかかることは大変かなあとこういうようなことになってきております。ご存知のとおりこれは国が 25% で、県と町が 12.5% ずつもってこれで 50% を占めます。保険料のことです。それであの 1 号保険者が 18%、あと 32% が残りますがこれが 2 号保険者ということで、40 歳から 64 歳の皆さん方があの支払っているということになります。まあこういったことの中で、利用者が上がれば上がるの当たり前だろうと言うもの、大変上がっていくことを心配しているわけではありますが、これにさらにまたかてて加えて、介護保険の中で今議員のご指摘のような地域包括支援センターを、の活動をせよということでもありますし、またこのことは辰野の介護予防ということでは 2~3 年前から各地に全部ではございませんけど、あの適地の介護予防センターも使ってますので、非常にしやすい環境がありますし、既に辰野町も約 1,000 万円ぐらいの年間費用を投入いたしまして、この介護予防は既にスタートしております。さらにこれを包括支援センターの管理のもとで、もう倍ぐらいの予算に町としては今構築考えているのは、上げてそして介護予防センターないところは公民館なども使ったりして、いずれにしましてもぬくもりの里に根拠地を置いて、センターを作って、そしていこうということでもあります。いずれあの要支援と介護度 1 ぐらいの皆さん、要支援と



介護度 1 ぐらいの皆さん方はそういったところで、まあ介護重度予備軍という形になりますので、そうならないようにあの介護、正に予防でありますから、そのことをしていかなきゃならない。

したがって、あのスタッフも今ご指摘のとおりでございますけれども、まああの歯科衛生士と言語療法士ぐらいまではというご指摘であります。正にあの口内清潔ということはとても大事なことでありまして、ほかの病気治してもそちらの方から手が回らないために、入院患者さんとかいろんな場合があります。またあの高齢者の手が回らない場合には、そちらの方から今度胃腸の方に入っていく可能性もありますし、ほかの病気もまた経皮伝染、経口伝染されていく可能性もありますので、とても大事なことだと思いますのでそれも考えておりますが、とりあえずはスタートは保健師と主任ケアマネージャー、そして社会福祉士などでスタートいたしますが、それにかえて加えてどの程度までできるか、今模作中であります。今、保健福祉課の方へも検討を任せてありますので、課長の方からもお答え申し上げます。なお、言語療法士はまあしゃべること、もちろんしゃべることではありますがしゃべる依然に飲み込むこと、嚥下障害非常にこれも大事なことであります。喉につかえて正にあの大事な命を逸してしまうということもありますので、言語療法士の範囲は嚥下障害と言語、またあの口内の筋肉その他の移動も全部あのやっております。リハビリでやるようになっておりますので、その辺も。まあ現在では辰野は専門には置いてませんけども、あの時間で来てくれる場合もあるとか、そんな方法は今考えております。歯科衛生士は現在持っておりますので、その辺をどういうふうアレンジして組んでいくかと、今後の課題になりますので前向きに検討したいとこんなふうに思っております。

次はあの大規模災害が発生した場合の対応についてというご質問であります。いずれにしてもあの危険地域を早く指定してということではあります。まあいずれにしてもあの土砂災害、土砂災害という一つの大きなあの危険な災害があります。これに関しましては地滑りも入ります。それからがけ崩れも入ります。それから谷あいから流れてくる土石流も入ります。この三つを合わせて土砂災害と言っていますが、その危険地域、辰野にも当然あの山あり谷ありですから各所にありますし、また孤立化されるようなあの部落・集落はどうだろうかということではあります。まあその規定はまた総務課長の方からお答え申し上げますけども、大まかには一本道であること。また 50 世帯以上を持つてることとかですね、あ、それ以下であるとかですねえ、いろんな基準があります。まあそれで、例えば川島の場合、入口も 2 本あるじゃないか、途中で 1 本になって、また 2 本になっているじゃないか。どこの災害を称して一本道というのかってということで、非常にあの難しいところがあります。まあそうかって小横川みたいにあるいは飯沼みたいですねえ、本当にこれ 1 本でいく場合、入口でポンともし災害が起ると奥へ入っていけない、孤立すると言うようなことも考えられます。

したがって、だいたいあのどの辺で判定するかであります。9 箇所ぐらいは辰野町にもありそうだなということは認識いたしておりますので、それに対しま

してあの非常食備蓄、これはあの県の方から指定を受けた災害地区に対しましては既に配備が終わっております。そういったことの中でこれからさらにまた充実させて、万が一危険があってはいけませんけども、あったときの対応につきましては前向きに進めて、防災に強いまちづくりに向けてのさらにまた向上を図っていきたいというこんなことであります。課長の方からお答え申し上げます。

保健福祉課長

それでは矢ヶ崎議員さんにお答えをいたします。質問の中で介護保険の関係の地域支援センターの概要はどうかという質問がございましたけども、今町長が申し上げましたように来年4月からスタートしていきます。その中身的には二つの部門に分かれるわけがございますけども、新予防給付これにつきましては、軽度の要介護者の関係のみをみていくものでございまして、具体的には介護要望のですねえ、通所あるいは訪問、それから運動機能の向上、栄養指導、口腔機能の向上こういった事業を展開してまいります。もう1点は介護予防事業ということで、ご指摘のとおりそのハイリスクを持つ特定高齢者、65歳以上の約5%というふうに言われておりますけれども、これらの方を対象にいたしました転倒予防教室あるいは生活上達講座、認知症の予防教室、栄養管理、口腔管理そういった事業を展開をしていきたいというふうに考えております。

それから協議会のメンバーはどうかという質問がございましたけども、これにつきましては介護保険のサービス事業者、それから利用者の関係、それから地域の医師会、ケアマネージャー、NPOの地域サービスの関係者、それから人権擁護委員さん等始めとする権利擁護そういったことを担当する関係者ということでございまして、これらの方々をお願いをして協議会を立ち上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

総務課長

それでは災害関係でお答え申し上げたいと思います。一つとして山間地の備蓄つつうんですか、孤立集落に備品の配付地区でありますけども、鴻の田、山口、上野、源上、河子沢の5集落、113世帯、320人の地域に配布をしております。それから孤立の地域に対する対策でございますけども、まあ防災行政無線の保守管理等をまあ行っているとか、そういったことで通信手段の確保と、一つとしてまあ難視聴つつうんですか、あの難聴の地域もございまして、個別受信機の配布を昨年度一部の地区に行ってきておりました、まあそういったこと。また消防団の強化や自主防災組織の育成、防災訓練の実施というような形の中でもひとつお願いをしているところもあります。ほれから備蓄品の確保ということでありまして、先ほど申し上げた地区には県のそういった事業もあったわけでありまして、地域の皆さん方にも自分たちで賄えるものを賄っていただく。そういうような形でもお願いもしているところもございます。それから地震に関しまして、それぞれ応援部隊や移動体制の連携が図れるような形の中での協議を進めていたり、また協定等も結んでるところもございます。それから崩壊危険箇所の整備ですとか、建物の耐震化だとかそういった促進を進めていく、そういうふうなことであります。ただ辰野町あの先ほど町長も

言いましたように一本道で 50 戸以下、そういうな集落ってことありますけども、まあどういふふうに災害が起きてどういふふうに寸断されるかっていうのちょっと分りませんが、比較的谷だとかそういったものもあまり深いってというような、新潟みたいな山古志だとかああいったところみたいな深さないもんですから、まあ緊急の場合には徒歩等で道が通れなくても背負っていけるとか、そういうふうな範囲がかなりあるかと思しますので、そういったあの迂回路を造ってとかそういったあのことまでは、今直ぐにはやらなくてもそういった備えがあればなんとかなるのではないかと、こんなふうに思ってます。以上であります。

5 番(矢ヶ崎)

えーと介護の件でありますけれども、町長答弁でチームアプローチというのサービス提供従事者と一員として今後是非あの前向きな答弁いただきましたので、歯科衛生士等加えるようよろしくお願いしたいと思います。

もう 1 点今、総務課長、県からあの備品の配付したわけですよ。これあの内容は多分食料品とかだと思うんですが、そのほかになんかあったらちょっとお聞きをしたいと思います。

総務課長

えーと今議員のご指摘のような食料品ですとか、あとラジオですとかそういったあのどうしても緊急、あのその場でもって必要になってくるものであります。まあ水だとかそういったものあの普段あるからいいってということでもないわけでありまして、濁る場合だとかいろいろありますんで、水だとかそういったものありますが、あのこれについてはあの更新だとかそういったものについては、はっきりしてあの次は補充するとかってことございませんので、今んとこそこんとはっきりしてませんけども補充の時期になれば、どういった方法でまたそれ補充してっかっていうのがこれからだとかこのように思います。以上です。

議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再会時間は午後 1 時 30 分、午後 1 時 30 分といたします。

休憩 午後 0 時 23 分

再開 午後 1 時 30 分

議 長

休憩再開前に引き続き、再開をいたします。質問順位 7 番、議席 13 番、失礼しました質問順位 6 番 議席 6 番 矢ヶ崎忠幸、山岸忠幸議員。

### 【質問順位 6 番 議席 6 番 山岸忠幸議員】

6 番(山岸)

通告にしたがいまして質問いたします。21 世紀は住民参加の次代であると言わ

れ、国でも地域でも、まちづくりへの住民参加型の行政手法が、取り入れられてきています。辰野町においても、第四次行財政改革大綱推進プログラムにおいて、住民意見の公募制度・パブリックコメント制度の導入。審議会、委員会、計画作成等への住民の公募制の拡大。まちづくり意見交換会の実施。また、まちづくり委員会の設置などが取り上げられ、広く住民の声を行政に反映しようと、取り組まれ始まっています。

さて、こうしたプログラムが動き始めたときに、先の町長選において、町長はこれからの新しい行政手法として、ワークショップを各所に導入していく、という方針を打ち出しました。これは、先に言ったような住民の声や意見を、広く行政に反映させるための体制作り、といったものからさらに進んで、町の重要な問題について、町民多くの人に集まってもらい、話し合い、討論する中で、どうするのかの結論まで、その中で出していただくというものだと思います。そこでお聞きしますが、このワークショップということが、横文字ということもあり、今ひとつ町民の皆さんに理解されていないように思われます。町長の考えておられるワークショップというものについての説明を求めます。

次に、現在辰野町には様々な委員会、審議会、運営委員会といったものがあります。これらは、それぞれの法律や条例、規則等によって設置が決められており、それぞれの専門分野での内容を協議していると思います。また、重要な案件については、町長からの諮問を受け調査、検討し、答申、報告をするといったこともなされています。現在、町ではこうした委員会等への町民の公募を拡大し、多くの人たちが参加しやすいように、一人の人が複数の委員会等に重複しないようにする。また夜間や土曜、日曜に開催することなど検討され、より多くの町民の方々が行政に参加しやすい体制が考えられています。こうした動きのある中でワークショップが始められようとしています。

さて、そこで質問しますが、これから町に重要案件が出たときには、こうした委員会等とワークショップが併行して開かれていくことになるのでしょうか。何か二重手間という感じがしますが、どのようにお考えでしょうか。あるいは、そうした委員会などワークショップとは全く異質のものだとのお考えならば、どのように違うのかその違いをお聞きします。さらに、こうした委員会等で出された結論と、ワークショップの話し合いから出された結論とに違いがあった場合、どちらの方に優位性があるかと考えたとき、町からの委嘱を受けた委員で構成された委員会等で出されたものより、町民の自主的集まりであるワークショップでの結論を町民の皆さんが決めたこと、として採らざるを得ないと思いますがいかがでしょうか。また、こうしたときに、委員会や審議会、運営委員会などの不要論も出てくると思いますがどのようにお考えでしょうか。

次に、既にメンバー募集が始まっている辰野総合病院問題のワークショップについて質問します。広報たつの、町のホームページに、このメンバー募集の内容が載っていますが、これによると病院新築、増改築の候補地に意見のある方を募集し、ワークショップで候補地の意見集約をするようになっています。病院の建設につい

ては、病院運営委員会から「2～3年の間に、荒神山ウォーターパークのところへ新築移転し、特色のある病院づくりを」との答申が出されました。その後、町では、町内4箇所で「意見を聞く会」を開き、また出前講座も4箇所で開かれ、その中で出された意見や要望の集約も済んでいます。そうした中で、今回ワークショップがもたれるわけですが、先ず候補地に関し意見をお持ちの方々は、意見を聞く会場の、あ、意見を聞く会の4会場いずれかで、既に発言されておられると思います。また、総論新築ということでは賛成でも、各論候補地ということでは各々考えが違ふということで、ワークショップでの候補地の意見集約という作業は、なじまないものだと考えますが、いかがでしょうか。これは、私も「意見を聞く会」の4会場へ行って意見を聞いていたわけですが、それぞれ自分たちの都合のよいところへという意見になります。ワークショップの中でも同じような結果になると思いますがどうでしょうか。ワークショップの中では、病院の中身の問題、例えば、患者のプライバシーの保護について、医師、看護師の患者への対応法、食事に関して、病室の間取りについて、また、診療科目、受付や会計方法等々、病院のあり方や、周辺環境について大いに検討され、患者、利用者本位のよりよい病院になるような、そんな話し合いが持たれ、方向が出されるのがよいと考えますがいかがでしょうか。

次に、構成メンバーの人数に関して質問します。今回のワークショップでは、40名程度の人員を予定し、そのうち一般公募は10名程度となっておりますが、この数字はどのようにして考えられたのでしょうか。町の方からお願いして参加していただく人たちが30名程度とすれば、それと同じ数くらいの一般公募者があってよいと思いますがいかがでしょうか。また、こうした時期に辰野病院運営委員会には、どのような役割を求めてゆくのかお答え願います。

病院に関してもう1点お聞きします。病院建設の候補地の一つとして、ウォーターパークのところが出されています。今回病院建設のワークショップが開かれ、建設候補地の意見集約がなされていくわけですが、そのときウォーターパークそのものをどうしてゆくのか、の結論も同時進行で出されてゆかないとおかしなことになりかねないと思います。そこで質問しますが、これからウォーターパークについてのワークショップを開催する予定があるのかお聞きします。

最後に、質問の冒頭で述べたようにこれからは、直接、間接に住民参加のまちづくりが進んでゆくものと考えます。しかし、今回のワークショップを例にとるまでもなくようやく緒についたばかりです。今後こうした住民参加の行政を進めてゆく上で、住民、行政、議会、専門家等の役割分担を明確にしてゆく必要があり、ワークショップについても、一定のルール作りが必要だと思いますがいかがでしょうか。さらにワークショップにしても何でもそこで結論を出すには限度があり、最終局面では町長の政治的判断が必要となると考えますが、これからの行政について、町長の考えをお聞きして質問を終わります。

町 長

それでは午前中に続きまして、午後も一般質問でありまして質問順位6番の山岸忠幸議員の質問にお答え申し上げたいと思います。先ほどらい出ております新しい

行政手法としてのワークショップの問題について、住民の皆さん方もまた新しいこととありますし、町としても行政的に取り上げることは新しい新手法でありますから、お互いに経験のない、あるいはまた分りにくい、あるいは不安である。また心配もいろいろある。あるいは期待感もそれに平行してあると言ったことになってくるかとこんなふうに思います。これにつきまして、大きな総括的なあの話で申し上げますと、もう現在は日本全体がもちろん民主主義でありますけれども、間接民主主義を採っているということでありまして、議員のご指摘のとおりであります。議会で決定されればまあ町長が提案を申し上げるには各審議会ほかなどにも諮問はいたしますけれども、議決をもって民意の反映となすということになりますから、これが最終決定機関、最高決定機関とこういうこととあります。そのことをあの今回のワークショップは変更するものでなくて、町長が腹案として、腹案と言いますか町の案として議会に提出するものをワークショップなどで一緒に考えて研究していくと、こういうような形になるかと思えます。すなわちあの前にも言ったかと思えますけれども、どうしてもこの間接民主主義の中での不満ってということがどうしてもでてくる。民主主義は非常に熟成化してきている中では、より民意をもっと反映できないかということから諸外国アメリカあたりでも生まれ方法であります。すなわち直接民主主義ではすべてはいきっこありませんので、ごった返したり、あるいはまた時間的、物理的、またそういったことは一部時代にマッチしないこれだけのスピードの時代ってことでありますから、全部はってはいきませんけれども、一部へ直接民主主義も入り込んでくるというふうなことだろうとこんなふうに思います。特に財源が非常に不足してきているときでありますから、取捨選択を町も余儀なくされるわけであります。お聞きして任されるという中では、賛成者はいいいんですけれども反対者の方はどちらかというとなら不満に思ってしまう。不満に思うだけならいいんですが、やはり町の運営あるいはそういった行政執行にあたって、どちらかというとなら非協力になる可能性も出てくるということにも住民の皆さんの段階ではありうるわけでありまして、それをより軽減するための一つの手法でもあります。

そういったことで議員がご指摘のとおりそれでは審議会あるいはまたそれにまつわるいろんな委員会があります。それとの整合性はどうか。また議会との整合性はどうかというふうな形になりますが、まあいずれにしてもこれは委員会、審議会は法定で決っているものもあるわけありますから、選挙管理委員会とかですね、固定資産税評価委員会、民生委員会、監査委員会あるいはまた福祉委員を置くとかですね、こういったことは当然行ってまいりますし、またこの法定に基づきまして、法定と言いますか法の定めに沿って町で条例を作って審議会あるいはまた委員会を設けているものもあります。これに関しましては、あの今までどおり、ですから二重手間ってご指摘になるかもしれませんが、多分にその要素はあるのかもしれません。しかし、あのそれも町長の諮問機関にはなっとりますが、しかし、一番大きな違いはその委員会、審議会に対しましては、町原案を作ったものに対しての審議をいただくのが審議会、あるいは委員会であるというに思えます。しかし、今度のワークショップって言うのは町長提案の前にできれば白紙のような状態

から、まあいろいろ検討しているのは別ですよ。これから新たに出てくる大きな問題、町がこれワークショップにかけた方がいいだろうという場合には、白紙の段階から運営も含めて、できるだけ結論を絞ってもらうまで、絞り込めなければこない時点でまたやり方もあるわけでありますから、できるだけあの絞っていただくようにしていくということで、それを町長の方へ答申いただいて、それから町長としての町の方針、指針をさらに専門的にそれを加えるものは加えアレンジをして、それで委員会、審議会にかけていく。そして最終的には再度町の民意を得たあの一つの案として、行政案として議会にかけて議決をいただいて、そして執行していくとこういう形になります。

したがいまして、二重手間っていうのはあの先ずたたき台、町長提案するまでの時間がかかるものもある。町長の諮問ということになると町長諮問の段階では一部二重手間とこういうことになると思います。まあしかし、議会の権威やあるいはまた議会の権限を脅かすものでも全くありませんし、最終的には議決をもってしなければこれは一步も進まないことでもありますので、ただそれが民意を前行程として得てきて、町長提案になったかどうか、その辺だというふうにご理解を先ずはいただきたい。このことをまた住民の皆さん方にも必要においては、あるいはワークショップの段階でもお話を申し上げていかなきゃならないということでもあります。

それで議員のご指摘の辰野病院に関してワークショップについてということで、まあいろいろ検討していただくことはいいんでしょうが、場所については馴染まないんじゃないのかなあというふうなご指摘であります。まあ確かにそういう面もあるかと思いますが、あるいはやってみなければ分からないという部分もワークショップってのは多分にありまして、どちらへ方向振ってくかってことをそれまで決めて、こちらからある一定の点線、路線を付けておいて、そちらへ引き込むというものじゃありませんので、決まるかもしれません。あるいは駄目なのかもしれません。駄目な場合にはまた行政の方にフィードバック当然されてくると思いますので、こちらの方で決めさせていただくという形も出てこようかと思えます。できるだけワークショップの段階でそんなふうに進め込んでいくように、少し時間が若干かかって、余分にかかったとしてもそんな方向を採っていきたいとは思っています。なお、あの辰野病院に対しましてはあとで病院の事務長の方からお答え申し上げますけれども、40名にした理由とかございますが、一応あのどンドン希望で大勢出てきてくれればこれは理想なんです、ワークショップってのは例えば3人か4人しかいなんだという状態になると、なかなかそのワークショップの持てる機能は果たせないというものであります。多いほどいいんだらうと私は思っています。まあしかし、それにも限度もございますので、最初でありますから一応いろんな団体、関係団体考えてくれそうな人たちの中で、できればあのその会を重んじて会の意見を聞くんじゃないくて、個人的な意見が出せるような人ということですから、まあできれば3役を除いてですね、いろんな会合だったら3役除いてその会員の中で、あの自分の発言ができる人などをこう拾い出して行くと30名ぐらいになっちゃうと。理想的には40名ぐらいっていうからあと公募が10ということで、最初に公募10

名ありきではなかったと思いますが、また詳しくは病院の事務長の方からお答えを申し上げます。

なお、内容はやはり検討すべきだということでありますから、これあのいろんな今度は専門的なこともいろいろ入ってまいります。全部総合的にしてですね、泌尿器科とかいろんなことも出てくるかと思えます。そういったことも全部遠慮なく出していただいて、じゃあ現実的に今度できるのかどうなのかというなことも。お医者さんの派遣の常態、患者数が取り込めれる、また病院として成り立つかどうかの問題などもそのワークショップの中へ入れていきますから、理想は理想としてできるかもしれませんが、できなければどの段階で辰野町の病院としては我慢できるかどうか。その辺もまた協議の対象になってこようかと思えますので、内容についての検討もいただければまずはありがたいと思えます。なお、住民の意見を聞く会もやってるわけでございますので、これもワークショップへ持ち込んでいこうかなと思った中の矢先のスタートでありますから、これを無視することではありません。これも十分踏まえて、そして今まで研究いただいていることも、まあ白紙の状態とは言え白紙の常態から協議したこともあるはずですので、それもそこへ出さしていただいて。ですから一番最初のワークショップであります、一応辰野病院方式というような方向のワークショップになるのではないのかとこんなふうに思えます。

ワークショップも一つの定説があって、これのみっていうことではありませんし、いろんなあの展開の仕方も応用の仕方も、またテーマによってはそれぞれいろんな進め方も違って来るわけでありますので、まあ病院にあったようなまた今までのことも無視しなんで、十分そういったことも踏まえた中のワークショップになるように考えていきたいとこんなふうにも思っているところであります。

あと問題としてはウォーターパークの問題と運営委員の問題ということでありますが、先ずウォーターパークの問題に関しましては、これはウォーターパークも別個にあのワークショップやってもいいかなとも思っておりましたが、先ずは当面ワークショップ自体が辰野町も初めてでありますので、ワークショップは病院の問題から初めて、そしてその中であのウォーターパークも当然出てこようかと思えますから、そん中の審議もいただく。必要に応じてウォーターパークの問題がワークショップ的に別個に検討必要であればその時点でまたウォーターパークのあのワークショップも行い、また両方煮詰めていった段階ではあの両方合体的なワークショップにしてもいいかと思えますし、というふうな考え方もあります。ただまあ大きなあのワークショップになってあの、ワークショップやるのに最初からそういうことというのはいけないんだと思えますが、しかし、事実は事実ですから申し上げておきますけども、あのウォーターパークを今休ましていただいている理由は、もう皆さん方十分お分りだと思えますし、この間の選挙もよくその辺も分っていただいたと思えます。この誰も止めたくて抑えているわけじゃありませんので、結局あの地方交付金がどんどん削られてきているから、まあ今年は我慢して来年やりますからって言ったら、また下がっちゃったっちゃうことですね。それで2年目もできなかった。そしたらまた来年も下がるんですね交付金が。その段階で本当に開設できるか



どうかという今度財政的事情もそこへ踏まえてぶち込んでいく必要もあるかと思  
いますし、まあそういった状況も踏まえていかないと、ただ財政遊離、遊離させて、  
話を全然切り離して理想論だけでは本当の意味のワークショップになりませんから、  
その辺も全部踏まえた中での方向が出てこようかと思えます。したがって、そ  
の国の方の交付金につきましても、まだはっきりしない部分もありますので、その  
辺をみながらということになりますから、まずは病院の方が少し先行して、当面優  
先でワークショップを進めて、当然その場所の一つとしてその中ではウォーターパ  
ークも検討されるだろうとこんなように思います。

病院運営委員会につきましての任務ということではありますが、前にも申しまし  
たがあの専門的建設委員会ではありませんので、あくまで運営委員会ですから、運  
営委員、病院運営していくにあたってのまた見解も運営委員として検討いただいて結  
構でありますし、また運営委員会の見解もそのワークショップへ出さしていただい  
ても結構でありますし、またワークショップの中で今こんな話が出ているというこ  
とをまた運営委員会の方へフィードバックと言いますか、一つの情報としてお出し  
してまた検討いただくこともいいのかなとこんなふうに思います。いずれ最終的に  
はあの意見の積み重ねられる中で、積み重なっていく中でお互いに分らないことが  
分ったり、こうかと思ったら違ったり、最初から思ったそのとおりだったりって  
いうなこう繰り返しの中で、二乗的にですね、あのいい方向煮詰まることを期待して  
ワークショップを進めさせていただきたいとこんなように思います。病院の事務長  
からもお答えを申し上げます。

#### 病院事務長

えーと、それでは私の方からあの概ね 40 人とした意図と、その他について説明  
させて、答弁させていただきます。概ね 40 人というのはやはりあの病院問題のワ  
ークショップでありますので、病院でやっていただきたいという気持ちが非常に強  
く、病院でやるとすれば講堂を利用してやりたいということで、まあ最大限 40 人  
かなってということで概ね 40 人を設定してみました。またあの一般公募 10 人とい  
うのは一般公募 10 人のほかに病院利用者についてもやはり 10 名程度はお願いしたい  
と。ほれからあのほかの団体約 10 団体、あ、9 団体プラス病院職員ということも考  
えまして、そういう団体には会長さんということじゃなくて複数でできれば 2 名ず  
つお願いしたいと。できれば会長さん以外でもお願いしたいっちゅうことで、先ほ  
ど町長言ったように 3 役以外でお願いしたいっちゅうことを含めまして、そういう団  
体からは 20 名ということで、団体をそういうふうにしたのはやはり私もあのワ  
ークショップ関係の本を何冊かまあ勉強さしてもらいましたけれども、やはり今辰  
野町の中ではワークショップと言われてもまだよく分かりませんとか、文献などで読  
んだことがあるので実際参加したことありませんていうな方がかなり多いかと思  
います。でいきなり公募して最初にファシリテーターとかグループリーダーを決めて  
いくに、じゃあ私はそんなのできないよっちゅうことで、そういう方を決めるのに  
時間を無駄に費やしてはいけないかなと思って、ある程度はそれらしきことのでき  
そうな人も含めて病院でもお願いをしていきたいかなということもありまして、先

ほどのような団体等に声をかけたというような状況であります。でやはり 40 人ということでもありますので、町民への進行状況の説明については一応明日も全協の中で説明するつもりでありますけども、2 回ほど途中で説明したり、加えて運営委員会もその今回の予定の中のある程度進んだところで、運営委員会も開催したいということで、今日程調整をしているそんなような状況で、まああの町民層ぐるみで病院問題を議論していただきたいというふうに考えております。以上です。

まちづくり政策課長

ワークショップについてのルール作りが必要ではないかという質問でございます。これにつきましては、まちづくり私どもの課が事務局として研究をすることになっておりますので、また研究の中であの委員会や審議会等の公募委員のルール作りを今進めておりますので、そんな中でルール作りをもし必要であるならばあの進めて、進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

6 番(山岸)

辰野病院のワークショップに関してですけども、まああのメンバーの公募が始まったばかりなんですけども、今までにあの一般公募何人されているのか。それから一般利用者からもあのメンバーを募っているということなんですけども、その一般利用者の方のメンバーっていうのはやはりその利用者の中からの公募なのか、あるいはこちら町からの要請、お願いした人なのかっていうことちょっとお聞きします。

病院事務長

えーと、一般公募につきましては昨日までに 1 名ありまして、今日あのメールで送りたいっていう方が電話で 1 名ありまして、そのほかにあの口頭であの応募したいという方は何人かおりますけど、具体的にはまだ来ておりません。病院利用者につきましては、今まで意見を聞く会等開催し、新聞等の情報の中で病院の中で私も意見を言いたいけれどもなかなかっていうような方もおりましたので、またあのワークショップ等であのお願いしたら来ていただけますかっていうような、逆に声をかけられた方を中心にある程度地域も絞ったり、また病院利用者の中で特にあの透析の患者さんについてはそういう組織がありますので、そういう団体にもお願いをしたということで、そんな形でお願いをしている状況です。

6 番(山岸)

これが最後になるんですけども、あの再度町長に言ったことであの確認をしたいんですけども、先ず白紙の状態ワークショップを持つと。そこで町民の意見大筋、大筋っていうか方向が出されて、それを町長が取りまとめ原案をつくり、各委員会、審議会等へ諮問する。諮問するっていうか図ると。でそこで決った案を議会へかけるという流れでよろしいのでしょうか。でそうした場合に原点に町民の民意があるわけなんです。でそれが出てきたときに議会として最終的な議会として、これは「町民の多くの民意だ」と言われたときに、まあ予算を伴って出てくるのとか分らないんですけども、それを否決するっていうのはなかなかできない状態になると思うんですけども、議会として。これが辰野町の民意を聞いて問いただしてきた、問いただ

すとか民意を吸い上げてきた案だというふうに出されたときに、だからこれからのまあ今議会に中でもあの議会の活性化等でその議会活動のあり方なんかを検討しているんですけども、その今後これからその行政運営っていうかそういう流れとかどういうふうに行くのか町長の考えを、あの確認事項1点確認事項と町長の考えをお聞かせください。

町 長

再質問にお答えいたします。白紙の状態っていうのは基本的にという意味だと思います。この病院の問題に関しましてはそのまちづくり、意見を住民の皆さんの意見を聞く会の意見もありますから、それも出さしていただくってことですから、それが白紙かって言われちゃうともう理屈になっちゃいますので、それは除いては白紙ということで結構です。それでまあ積上げていくわけではありますが、まあ最終的に議決を持って最高決議となすと。議決となすということではありますが、そうするとあのあえて議決しなくてもいいんじゃないかということですよえ。逆に否決しようと思っても否決できないっていう形になっちゃうということであって、これからのあり方、議会のあり方をどうするかということに触れられていらっしゃると思います。しかし、あのこれ全部じゃありませんので、あの町重要案件これは民意を汲んでワークショップやった方がいいだろうという案件に対してということありますから、全部というふうにはお考えいただかなくてもいいと思いますし、なおまた議会は否決ばかりじゃなくて、修正もできるはずでありますし、またそこでよりその問題をあの財政の許す限りですね、お金がかかるとすればあるいはまたお金以外でも民意はさりとて、もう少しその上乘せしてなんかする方法ないのかとか、そういった形でもってより深めることもできるはずですし、どうしてもあの否決ってことになりますとですね、また議員の皆さん方もそれぞれ後援会や地域もお持ちでしょうですから、その辺のまた民意をどのように汲み上げてきたかという形にもなりますので、もしこれ否決されたとすれば事実上できないのかもどうかもそれ分りませんが、また再度町はもっと広くワークショップをするなり、今度は議員さんやそれぞれの後援会の皆さん方代表に巻き込んで、それほど重要な案件であればやっていく可能性もあるしということで、まあこの時点ではちょっと町長答弁を言いながら半分屁理屈なと思って、申し訳なく思っているんですが、まあそのような行政体日本中流れにあることは事実でありますので、お互いにまた今後につきましても、検討をしていきたいとこんなふうにも思っているわけであります。

いずれにしても、あの民意を汲み取ってのことから、是非一つそのような、やることはいいことだというに踏まえていただいて、じゃあどういうふうにしてその辺をアレンジしていくかということから、今後も一緒に検討してみたいと。議員さんたちと一緒にまた考えていくの一つの要点にもなるうかとこんなふうにも思っております。よろしく申し上げます。

議 長

進行いたします。質問順位7番、議席13番 遠藤裕子議員。

## 【質問順位 7 番、議席 13 番 遠藤裕子議員】

13 番（遠藤）

それでは通告にしがいまして、一般質問をさせていただきます。最初に小学生のボランティア活動についてであります。11月の10日木曜日でしたけれども、辰野西小学校で「福祉ボランティアの日」が設定をされ、私も環境浄化を進める会の一員として参加をいたしました。それは石鹼作りの講習でしたけれども、小学校で「福祉ボランティアの日」を設定しているってということは初めて知りました。時間は8時50分から11時25分の約半日でしたけれども、8時50分からは体育館で1年生から6年生まで全校の生徒、先生方、そして一応講師として紹介されたボランティアグループの私たちが参加をして、開会式が行われました。それも生徒主導で行われ、何かとってもほのぼのするものを感じました。

この日の目的は、生徒がボランティア活動を体験することで、その精神や活動内容を知り、興味や関心を持つこと。またいろいろの立場の人たちの暮らしや気持ちを理解をし、お互いに交流すること。そしてこの体験が日常生活に生かせるような気持ちを育てるというものであります。その内容は、1年生は全員で、「朗読グループひびきの会」の人たちによる読み聞かせと、「腹話術友の会たつの」の人による人形を使っての腹話術。それから2年生は、リュシオールの手話ダンス、また「てつさびの会」のメンバーによる紙粘土を使った小物作りの講習。3年生は、「すこやかヨガサークル」車いす体験。また4年生は、手話サークル、点字サークルの人による体験。5年生は、環境浄化を進める会によるEM入り廃油石鹼作りの講習。「サークルBOW」の人たち、この方たちは上諏訪の方たちでしたけれども、動物を使っているのいやし体験。6年生は、「JICA青年海外協力隊」の辰野出身の方によるお話と、「朗読グループひびき」の会員による朗読など、それぞれが学年ごとにいろいろの体験をすることができ、本当によかったと思われます。

私は5年生と廃油石鹼作りを一緒に行ったのですが、会の代表者から、なぜ廃油を使って石けんを作るのか、皆さんのお家では廃油の処理はどういうようになっているのでしょうか。またお米のとぎ汁はそのまま水道で流しているんじゃないでしょうか。廃油については、固めるテンプルを使ったり、紙に染み込ませて燃えるごみとして出していると思いますが、それをみんなが環境のことを「よく考えて、ずくを出して、手間をかけて、環境にも手にもやさしい石鹼に生まれ変わるんです」というような話をし、皆さんが今日作ったものもすぐ使うということではできませんけれども、それは苛性ソーダがまだ生きてるので、硬い石鹼は約1箇月くらい、やわらかい石鹼も10日くらいおいて使えるようになります。生徒は興味を持ってあの交代でこのかくはん器を使うとか、一生懸命やっておりました。また型に流し入れるとかそんな作業をしておりましたけれども、作業をしているときよりでき上がり使ってみたとき、初めて自分の作ったものということで、本当の感動が深まるのではなるだろうかと思いました。当日の作業は11時に終わり、11時10分から閉会式。ここでは、生徒代表の感想、お礼の言葉、校長先生からもお礼の言葉が述べられまし

た。感想は、楽しかったし、初めてのことを体験できうれしかったということでした。

この取り組みは昨年もあったということですが、私は初めて参加してみて、今、重要な環境であり、福祉というような問題を小学生から体験させるということとはとても大事なことであるという感じを持ちました。学校の先生じゃなく、一般の町民ボランティアの人たちが参加をして、小学生とふれあい、それぞれ自分の体験してきたことを子どもたちに教え伝えていく。ごく当たり前のことでありながら、なかなかそんな機会ができないのが現実であります。今回は西小学校の取り組みでしたが、町全体のほかの小学校でもこのようなことはされているのでしょうか。また、今後については、どのように考えられるのでしょうか。お伺いしをしたいと思います。

次に食育の推進についてであります。食育基本法が平成17年6月の10日に第162回の国会で成立し、平成17年7月15日に施行されました。この法律の作られた目的また背景について、21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、これから国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生活、生涯にわたって生き生きと暮らせることができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。また改めて食育は、生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識を、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められているというものです。もちろん食育は、あらゆる世代の国民に必要なものではありませんが、子どもたちに対する食育、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものであります。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は毎日の食の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな食の安全上の問題や、食の海外への依存の問題が生じており、食に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は食生活の改善の面からも、自ら食のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人から育まれてきた地域の多様性と豊かな味覚や、文化の香りあふれる日本の食が失われる危機にある。こうした食をめぐる環境の変化の中で、国民の食に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められている。また、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料の自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人ひとりが食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関する信頼できる情報に基づく適切な判断からくる能力を身につける。そのことによって、心身の健康を増進する

健全な食生活を実践するために、今こそ家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられた課題であると、国がこのような方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する組織の総合的かつ計画的に推進するために、この法律を制定したのであるとっております。

現在、国の段階では、10月に第1回の食育推進会議が行われ、月1回程度のペースで検討して、平成18年の2月に基本計画検討会で素案を取りまとめ、3月末に食育推進会議の第2回目、そこで基本計画が決定されるというスケジュールが発表されております。食育推進会議には、内閣総理大臣、食育担当大臣、関係閣僚、また食育に知識・経験を有する者と、多様な関係者が連携協力しながら、国民運動として取り組んでいくこととしています。

私は、この基本法の中で、私は食品の問題、特に牛肉、鶏肉、穀物、野菜など、外国からの輸入する食品については、国民の安全を第一に考えた取り組みを真剣に考えていくことを国に期待するものであります。

次に10月22日に小布施町で食育全国フォーラムが開催をされ、これは県の取り組みであったでしょうか。その中で「心をつなぐ食育宣言」が、食育全国フォーラム in小布施参加者一同ということで出されておりました。その中にいくつかの誓いがあります。一つは、「信州・長野県食育の日」を速やかに設けて、みんなで食の大切さを考えること。二つ目は、すべての小学校で、食育、地域食材を活かした給食をどんどん増やしていくこと。三つ目は、すべての保育所や幼稚園でも、小中学校に負けないように地域食材の日を増やしていくこと。また四つ目には、全県で地域食材が安定して届けられる仕組みを整えていく。また五つ目は、朝ご飯を食べない子どもたちをなくしていきましょう。また六つ目、毎週水曜日は家族そろって夕ご飯を、毎日1回は家族そろってご飯を食べましょう。また最後には、学校、家庭、地域みんなが協力して、これらの誓いを全国に先駆けて実現をしていきますというものでした。

これらの誓いをみると、私たちの辰野町としても、これを実現するための町全体として積極的に取り組んでいかなければならない問題であるというふうに考えます。食育全国フォーラムについて、辰野町としても、また町の何かのグループがこの全国フォーラムに参加されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから次に平成17年度、ふれあい地域食材の日実施一覧表を見たのですが、辰野町の場合、東小学校は7月農家見学、西小学校は6月八百屋からの話を聞く、南小学校は7月に生産者から話を聞く、また川島小学校は10月地域住民の給食、地域住民の給食試食会を行う。また両小野小学校は10月に手紙による交流、辰野中学校は生産者と会食というものでしたが、いずれの学校も実施予定とされておりましたけれども、全学校ともに予定どおりにこのことを実施されたのでしょうか。そしてその結果はどうであったのでしょうか。また、今後については、どのように考えていかれるのでしょうか、お伺いをいたします。

全国大会で、最後になりましたけれども、全国大会で厚生大臣表賞を受賞されま

した。食改のグループの皆さんは、まだ食育という言葉がなかった時代から、食生活改善運動や減塩運動など、食を通じて健康を守る取り組みをずっと長い間続けてきていおります。辰野町では、食改の活動を始めとして、に始めてから24年間という長い間続けてきております。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、自分の家族の、地域の食生活改善を目指して、会員一丸となって健康な町づくりをボランティア精神で取り組んできております。日本の将来を担う子どもたちが、正しい食習慣を身につけるように食育の推進に努め、また高齢者には健康寿命を延ばしていただき、地域の人々とのふれあいを大切にすることを指針に努力してきております。また食改の方々の活動の基本は、よい食生活のための、保健所から町、町から地域への料理の伝達講習です。私も女団連また消費者の会の会員として、団体として、また地域の中でも何回も伝達講習に参加をさせてもらいました。今年も伝達講習に参加させてもらいましたけれども、今年はずでに11箇所です料理の講習をされています。さらに社会福祉協議会のほのぼのランチ作りにも参加しており、これはほかのボランティアグループと一緒にですけども、毎週木曜日60食から70食のお弁当づくりをしているわけです。以上簡単に活動の報告を申し上げましたが、たくさんの食にかかわるボランティア活動を続けてこられた運動の積み重ねが、今年度の厚生労働大臣表彰につながったものと、大変うれしく思っております。このことは、町長も食改の会長さんから報告されている場面が新聞に載せられている記事を見ました。辰野町としても、大臣表彰を受けるということはそうたくさんあることでもなく、名誉なことだと思います。そして、今、国として食育を国民全体の運動として広げていきたいというこの時期に、いただいた表彰状も町民会館の調理室に掲げ、多くの調理室を使う人たちに見ていただき、またその栄誉を称え敬意を表し、食改の人たちには、さらにこれからも町民の健康を守るための食生活の推進力になっていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いいたし、以上で壇上からの質問を終わりといたします。

#### 町 長

それでは引き続き質問順位7番の遠藤裕子議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。学校教育の中で、西小学校が相当優れたボランティア活動をされたということで、私どもも認識をいたしているところであります。ボランティアっていうのは、これからの成熟した民主主義をさらにまた進める中の市民活動として、大変大事な位置付けにあたるかと思えます。そうった心はやはり大人になって強制されてもいけないわけでありまして、また大人になって芽生えるのは相当数また遅れるという部分もあります。まあしかし、懸命に大人になって退官されたあともあるいは若いうちに取り組んでいる方もありまして、敬意を表するところでありますけども、いずれ子どものうちからその芽を育てることも大事でありますので、ほかの小中学校あたりはどうだという質問でありますから、教育長の方からお答えいただきますが、またいいことはまたほかの学校も採り入れて進めていくと、こういう方向になっていくべきだと私もそんなふうに思っております。なお、学校教育の基礎は議員がご指摘のとおり知育、徳育、体育、今度は新たに食育ということでご質問が展開さ

れたわけでありませう。この知育、徳育、体育にさらに食育を加えるということとはとても私もこれは前からそう思っておりませうが大事なことであり、まあ日本人は安ければ何でも外国の農産物なども購入して、とにかく経済優先でいってしまうと。したがって、健康その他は二の次になってしまっていると、知らず知らずに。忙しさあまりに。各監督官庁もまた外国との輸出の交換条件として、いろんな交渉の中で買わざるを得ないような状況も出てきてる。勢い日本の農業が、まあ衰退化されてきているということもなりますし、なお、それだけでなくDNAの交換食品が入って来たり、あるいはまたどんなあの薬品が消毒に肥料に使われているか分らない。まあ日本へ持って行けば安ければ何でも買うからってということで、世界で実験台になっているような節もあるわけでありませうから、こういったことも小さいころから、あるいはまた学校取り組みの中で大事な教育の一環として、このことがあの法律としてできたことは大変このことだけはよかったなと、私も思っているところでありませう。なお、日本の受給率などが大分低下してきておりませうして、あのカロリーベースあるいはまた生産者ベースなどにいたしましても、相当日本としては情けない限りの数字を呈しているところでありませう。ちなみにアメリカあたりはあの食料自給率は170%もあるようですから、100食べて70輸出ができるようでありませうし、まあドイツとて食料受給率は100%ですから、もちろん一部外国輸出してほかのものを買うことができますが、例えば輸出しなくても間に合っていると。輸入しなくても間に合っているとこういうことになってきますが、日本はもう本当に50%切っているような情けない状態でありませうから、こういったことも併せて子どもに勉強させてくることが非常に大事だとこんなふうに思ひませう。

教育長の方からもこのことにつきませうもお答え申し上げますが、まあいづれあの議員もご指摘のとおり食改の皆さん方が食生活改善推進協議会、厚生労働大臣表賞をこのたび頂いて、辰野町の皆さんが頂いて、長野県で2団体だそうでありませう。大変名誉のことでありませう。また長い歴史と実績とまた今後の継承に期待した素晴らしい表彰だったとこんなように思ひませうし、まあこういった深く関わっている皆さん方もまた学校のその食育教育に対しましても、また地域、家庭の食育教育に対しましても積極的にまたあの立ち向かっていただき、また広めていただいて、そして今まで培かわれたそういった成果を十二分に広めて普及させることも大変大事だと思ひませうので、町も支援しお手伝いしたいと思ひませうから、是非一つ研鑽努力をいただくようにまた期待を申し上げます。学校関係に関しましても、教育長の方からお答え申し上げます。

教育長

それでは遠藤議員の1番目の質問にお答えします。西小以外の小学校の取り組みについてですが、まあトータルで言ひませうとほぼ西小と同じような取り組みをしておりませうして、児童会それから総合学習、その他の中で、学年単位それから今回みたいにあの全校、そして職員研修とかPTA研修も行っておるわけですが、そういう広い範囲で1年間を通して活動してあります。でこれらの活動は西小同様ですね、本当に対人関係づくりとか、世代間交流、情操面の向上などの面が、面などで大変



あの大きな教育的効果を生み出しております。でこの中でちょっと西小ではみられないのをちょっとピックアップしてみますと、他の小学校のことですが、ぬくもりの里でオペレッタの公演とか、それから両小野病院の訪問とか、それからさっき手話ダンスはさっき出てきましたが、それから高齢者と草取りを交流するとか、それから花いっぱい運動に参加するとか、養護学校の交流などまだいろいろあるわけですが、非常にあの多領域にわたって展開されております。で今後の取り組みについては、これはあの福祉教育推進校事業というあのまあこういう財政面が確保されたわけですが、是非これを継続していきたいということと、同じく遠藤議員が9月のときにあの議会であのご質問された中学のボランティアのことですが、あそこの例にもみられるようにこの活動がその学校だけで終わらないで、日常生活、それから地域の生活にこう転化できるようなそういうあの指導、援助していくことが必要かなと思います。

2番目の質問についてですが、先ずあの食育基本法の目的、背景については遠藤議員おっしゃったとおりだと思いますが、ちょっとあの学校現場で言いますと、例えば問題を起しやすい子、それからまあ不登校傾向の子だけじゃなくて、いわゆる意欲を失いがちな子どもが非常に今多いわけですが、そのかなりの子どもたちがそのような状況を生んでいる背景の一つに食生活の問題があるってことがあの近年うんと指摘されております。したがって、この食育を従来のような健康面だけではなくて、健全育成それからさっきあのご指摘のあの環境問題からくる食の安全、そういうあの総合的な形で生きる力を育てる観点から考えていくっていうそういう必要性からこういう法律があので生まれたと思います。そこであのご指摘のですねえ、ふれあい地域食材の日についてですが、この事業はあの正式にいうとちょっと長ったらしいんですが、「みんなで作ろう、味わおう食事づくり体験支援事業」というものであります。この小学校の具体的なあの計画はさっき発表したの実際どうだったかってことについては、あの次長の方からお話があります。あのさっきのフォーラムも含めてお話がありますので、よろしくをお願いします。

それから今後の取り組みについてですけれども、従来どうもこの給食の問題については、まあ確かに地域食材を大事にする活動行えたんですが、学校の調理の職員が作ったものを食べるという非常に単発的なことが多かったわけですが、今回のように栽培、収穫、調理とこういう一貫したサイクルの中で、長期的、そしてあの子どもが主体的な取り組みがまあ展開されているわけでありまして、まあそういう中で子どもたちが食の大切さも身をもってこう体験するとこういうあの意義のある活動ですので、今後とも継続させていくとともに、こういうことはあの総合学習でも行われてますので、さっき言った三つのサイクルを大事にしてですねえ、あの学習ができるようそしてもちろん健康面、さっき言った食の安全面も含めて総合的に行われるよう学校に働きかけていきたいと思っております。以上です。

教育次長

食育の関係ですけれども、先ほど町議さんからの話の中で食育の全国フォーラム小布施であったわけですが、これにつきましては学校の栄養士たちに参加をと

というようなことで予定してましたけれども、いろいろの都合で出席できなかったというような状況です。それでなお、あの食育の関係につきましては、町内の給食委員会で研修会を9月の28日に伊那の農政事務所の職員を講師にお願いして、研修会を開いています。それとあと10月に入りまして、上伊那地域の栄養士の研修がありまして、それにもそれぞれの栄養士に参加をしていただいています。それと11月に入りまして健康グレードアップ21 in 伊那というような会議がありまして、これにも参加をしていただいでそれぞれ食育の推進に努めていただいています。それから先ほど県農政部の事業の関係の話があったわけですが、学校の関係では地産地消地域支援事業この関係で、農産物の旬を味わう信州モデル推進事業、これにつきましては地元の八百屋さんがどのようにまあ野菜を仕入れているとか、あるいはりんご等農家ではどのように作っているのだろうかとか、そのようなお話を聞く機会、あるいは農家の方を給食招待して、野菜作りの話を聞くというようなそのような内容的なもので、地域食材の日を1日設定しまして、町内小中学校すべての6校で実施をしております。まあこれにつきましても17年度は一人60円っていうようなことで補助金もいただいているというよなことで、申請もしてあります。それからみんなで作ろう味わおう食事作り体験支援事業ですが、これにつきましては児童の育てたい野菜等を保護者とか祖父母の関係、それから地域の支援者の支援を受けながらまあ育て、またあの蕎麦とか大豆関係ですか、地域の気候条件にあった雑穀類も育てながら料理をする支援者の技に学びながら料理をして味わうというような、このような目的で17年度は南小学校を対象にやはり補助金を申請しまして、行うことになっております。以上です。

### 13番(遠藤)

再質問させていただきますが、先ほどあの食改の人たちがいただいた大臣表彰の掲載と言いますか、掲げるのを町民会館に是非掲げて欲しいという気持ちを申し上げましたが、そのことについてはいかがでしょうか。それからあの食育については今までも町民の健康を守るというような立場で、JAの婦人部とか農村女性ネット、食改、消費者の会のグループの皆さんが全体的にいろいろな活動をしてきておられます。そして、これも特にこれから食育を中心にこの法的にもこのことがいろいろなことがあの決められて、町でも具体的になお進めていく部分が多いと思えますけれども、それはそれぞれの団体の人たちみんなボランティア精神を持ちながら一生懸命やっておりますけれども、これに対して町としてもできることは応援をしながらそれぞれの運動の推進は図っていききたい。これはあのみんながまちづくりの一つとして参加をしているわけですから、そういう点については町にももう少し理解をしていただけたらというように考えております。以上。

### 教育次長

調理室の方へ飾っていただきたいという話ですが、大勢の方が見ていただけるような形の中で飾りたいと思っております。

### 議長

進行いたします。質問順位8番、議席12番 桜井はるみ議員。

## 【質問順位 8 番、議席 12 番 桜井はるみ議員】

### 1 2 番(桜井)

あらかじめ通告してあります 2 点について質問いたします。先ず町民の生活、福祉向上の施策についてお聞きします。3 期目の町長就任直後の臨時議会での挨拶では、8 年間の実績を高く評価された結果の大勝利とご自身の評価でありました。さらに一大居住拠点都市構想を進め、企業立町とし、住みやすい町づくりを進め、働く場所の確保、定住人口の増加を目指す抱負を語られました。また、町職員の意識改革を行うと決意を述べられています。

町長の責務は、町民のトップではなく、住民と職員の間にいること。と立場を説明されました。今 12 月定例会の初日の挨拶の中で企業立町の成果としてコニカミノルタや箕輪町からの平井星光堂の誘致を行ってきた。若者の雇用の場を生み出したこと、子育て支援センターの設立などの評価で、町民に支持を得て大差で当選と語られました。結果については町民の皆さんの考え方もあると思いますので、そのあとあの質問通告もされているのでそこでお答えいただきたいと思っております。別にいいです。

町長の選挙の公約はどのようになっているのか、後援会便りを見たのでありますが、具体的な施策は書かれておりません。そこでお聞きします。先ほども質問がありました。若者の雇用促進に向けての施策であります。11 月総務省の発表は大変なショックなものであります。10 月の完全失業率が 4.5% となり、9 月と比べたら 0.3% 悪化とのことでもあります。また年齢別にみると 24 歳以下が 8.6%、25 から 34 歳が 5.7% と若年層の失業率は前月に比べて 0.4% 悪化とのことでもあります。また有効求人倍率は、0.98%、その中でもパートの求人倍率は高く 1.37%。パートを除けば 0.86% と発表されました。そしてさらに同じく総務省が発表した 7 月から 9 月の労働力調査では、労働者の 32.9% が非正規雇用者であるということです。また 15 歳から 24 歳の若年層をみれば、46% が非正規雇用者ということで、若者の置かれている条件は決してよいものではありません。雇用の不安定化、低賃金化が強まり、パートやアルバイト、派遣、契約社員などの待遇で働かざるを得ない状況が進み、若者は結婚したくても不安であり結婚をためらい、子育てについても将来が希望が持てないという不安的要素が多く、少子化問題も深刻になってきている状況ではないでしょうか。

このよう中で、町長の挨拶では、若者の雇用の場を生み出すという希望の持てる話をされました。正規の労働者の雇用が減る一方の中で、この町にどのような雇用の場を設けるのか、また飯沢議員の質問で数値目標をつめている段階とありますが、企業優先の町として進めていくとの決意であります。具体的に説明をいただきたいと考えております。

次に生活困窮者に対する施策に対してお聞きします。現在、町の生活保護世帯は、人数はどのようなのか。また小中学校の就学援助の実態はどのようなのでしょうか。昨年と比べて、どのような変化がありどんな実情であるのかお聞きします。

先日、町の職員との会話の中で、失業中という話をしたところ働けばいいじゃんという返答でありました。パートやアルバイトでは家計を支え、家族を養えるという状況にはとても及ばないでしょうし、子育て最中ならなおのこと大変なことです。まして失業中ということであれば、町税などの滞納気味という悪循環が重なって大変な生活です。このような状況の町民に対して、町はどのような援助をしているのでしょうか。働ける場所の提供と安心して暮らせる体制づくりの内容についてお示しをいただきましたと考えています。

次移ります。介護保険制度についてです。10月から制度改定により施設入所者に対して、食費、居住費について自己負担となりました。老人保健施設福寿苑でみれば入所されている方、住民票施設に移すわけでもなく、実際には家庭にあるわけであり、居住費の二重取りであると考えてもおかしくない話でもあります。今12月議会において福寿苑に関しての特別会計です。今まであったならば、今までであったならば入所されている方については、介護給付費で収入と扱われていたものが、制度の改正で来なくなり、新たに自己負担となったところです。その額は711万3,000円となっています。この細かい、この額の細かい階層についてお聞きします。また介護保険制度では、保険料を支払えば望むサービスの受けられると考えられていたものが、新たな自己負担を強いられてきました。これら入所者、家族は金がなければサービスを受けられなくなることが今後出てくると懸念されるのです。入所に関して辞退された人など不安な目があったと思いますが、どんな内容なのか。また短期入所の利用の、利用者の減っているというのがどんな内容なのでしょう。ベットがないための確保が難しいためなのか、この点についてもお聞きします。

また来年4月からの第1号65歳以上の方の保険料の検討を行うことになるのですが、全国的には値上げになると、傾向と言われています。国は介護に係わる費用の50%は25%と給付費を下げました。その結果、そのうちの5%は高齢者が比率の高い市町村に調整交付金ということで交付であり、20%のところもあるのです。町の保険料の方向はどのようになるのか値上げとなるのでしょうか。12月議会では基金の積み立てをここで言い、基金11億2,500万円ということであり、1年もの予算に近い基金であります。値上げについては据え置くことを望むがどのように考えているのかを方向をお聞きします。

また利用料の減免についてです。低所得者第1段階、第2段階の人数はほんの僅かな人です。収入が限られている方、低所得者であり、今年の10月からの改定は市町村民税非課税世帯の人を対象とした補足給付特定入所者介護サービス費が設けられております。利用者が負担、利用者負担第1段階から第3段階の人が対象になっております。これは本人が申請ということではありますが、利用されているかをお聞きします。また国民年金非課税世帯に対し、減免をして安心してサービスを受けられる温かい施策を行うことを目的のものでありますが、どうかお聞きします。以上質問についてお聞きします。町長の明解なる温かい答弁をお願いいたします。

町 長

質問順位 12 番の桜井、あ、質問順位 8 番の桜井はるみ議員にお答えを申し上げます

す。一部なんか早口でよく聞き取れない質問の分がありました。横でそれはどうでもいいとおっしゃいましたので、割愛させていただきます。こちらに通告にある質問の部分であります。町民生活の福祉向上の施策はということであります。若者の雇用促進に向けての施策ということであります。これは先ほどらいお答えしているとおり企業誘致すればその分雇用の拡大になることは事実であります。まあしかし、最初から来る会社でありますので、従業員を引き連れ来ることも歓迎ありますので、まあそれあの町の財政基盤を豊かにすることも目的でありますので、他所から従業員が通って勤めて来ることも結構。しかし、地元からもまた職員を雇ってもらうようにもなりますし、いずれあちらこちらから来る方もだいたい統計上何%かは段々に町のその地域の定住人口に振り変わっていくという統計もありますので、そういった意味であります。そういう中で雇用促進というのはそういったことで今しているつもりであります。具体的にまだ建たってもいないようなところありますから、募集したわけでもありませんし、今潰け込みをしているところありますので、そういったところでも一部功をなすだろうと思われ。やらないよりはいいだろうとこういうことあります。

雇用促進の問題でおそらくニート、フリーターの問題なども触れているのかなと思いますけども、これ日本国中全体の問題でありますから、もちろん町でできることはやってまいりますけども、あの国がそういう施策をしてないから町でやれと言われてもなかなか難しいこともあります。まあしかし、できるだけ子育て支援しながら大勢子どもも生まれ、同時にまた産みやすい環境を同時にそれは若者たちが集まる現象であり、また若者たちが雇用できるような場を設けていくようにしていかなきゃならないとこんなふうに思っております。

あと生活困窮者の皆さんに対する問題、あるいは生活保護の皆さん方ということでありますから、今やっている施策は今現在また課長の方からお答え申し上げます。なお、2番目の介護保険などについての関連がございますので、こちらでお答え申し上げますところは、先ず介護保険、今度食費その他などが10月から制度が変わってきてるわけあります。まあその辺に対しての減免の検討ということであります。いずれあの生活保護の1の方は同じでありますから上がりません。80万以下の低所得者層というんですかね、こういう形になってきますと逆に2の段階になりまして、その方は下がるということですから、その点は上がるよりいいと。しかし、3~4の方は上がってしまうとこういうことあります。まあいずれにしましてもあの生活保護に對しましては、町などが幾分かもしお支払いをしたとすると、その分今度はあの国から来るその費用が引かれてしまうということにもなりますので、その辺のシステムもまたお勉強いただければありがたいとこんなふうに思っております。いずれにしましても、何十世帯か、38世帯ぐらいあるわけですかねえ、このことに対しましても町も当然あの財政力をみながら係わりは十二分に承知し、持たなきゃならないとこんなふうにはもちろん考えております。

また準要保護児童の補助につきましても小中学校で100何名かいらっしやいますので、これに関しましても関係課長の方からお答えを申し上げます。

あとそうですね、1号保険来年の4月から第1号保険料の改定がどうなるのかということでもありますから、これは上がるというふうに先ほど言ったとおりであります。まあ詳しくは先ほどのことでもありますので、多分上がるだろうと。しかし、大きく上がることを懸念しておりますが、大きく上がるかもしれません。辰野町でなくて、これは全国的な状態になるだろうとこんなふうに思います。あと関係課長からお答えいたします。

保健福祉課長

それでは私の方から若干お答えをいたしたいと思っております。生活困窮者に対する施策ということもございますけども、これはあの介護保険を保険を始めですね、保育料等につきましてもそれぞれの世帯の所得段階に応じまして、その世帯の所得に応じてあの応分の費用負担ということをお願いをしておりますので、お願いをしたいと思っておりますし、それから社協のですね暮らしの資金、こういったあのご利用もいただけるというようなことです。それから生活保護の実態はということで、ただ今町長お話がありましたように、現在38世帯、42名ということになっております。それと介護保険の関係では私が本会議、本会議の最初の日ですが、基金の関係でちょっとどもったかと思っておりますが、1億2,500万って言い直したつもりですが、すいませんが基金ですけども1億2,500万っていうことですので、あの今ちょっとどきとしたんですけど、1億2,500万っていうことでもあります。であのこの基金につきましては、今回18年度から介護保険料の算定にあたりましては、一部まあ取り崩していかなければというふうに考えております。以上です。

病院事務長

福寿苑の利用の10月からの改定の人数ということでもありますので、福寿苑につきましては従来1、2、3段階でやっておりましたけれども、10月1日時点で前後しますけども51名が該当しております、第1段階はゼロであります。第2段階が従来の第2段階からあのがった人でありますけども14名、第3段階が4名、第4段階が7名、すいません。あ、すいません。第4段階が33名です。7名ではありません、33名で合計51名ということとなっております。ちなみにあの関連しますので、町に上島にありますかたくりの里の数字をお聞きしましたところ、かたくりの里では第1段階が3名、第2段階が50名、第3段階は16名、第4段階は1名ということで70名というふうに聞いております。以上です。

12番(桜井)

先ず最初の若者の雇用、企業誘致なんですけれども、まあ来てみなくちゃ分らないってことで、まあ建ってもみないまあコニカミノルタでしょうけども、あそこはあまり町内から人を募集僅かですか。だから箕輪から来る方すっかり従業員を連れて来るってというような、うーんと報道もされておりましたけれども。じゃあ今後の中でね、町長企業立町で企業あの言うてきて、財政を町の財政をあの豊かにする。収入を上げる、法人税上げるってというような、そりゃあ方向それまた結構なことですよ、町の財政力上げるってことは。しかし、じゃあそこに来るは来るけども町の人たちの雇用をどうするかっていう点は真剣に考えていかなければならない。

先ほども言うようにあの生活保護世帯ですか、大変な方38世帯ってことですが、学校の方なんかもあるのかなり小学校110人くらいいらっしゃるのかしら、要保護とかそういう方たちがね。ってことってのは、その裏にみれば家計も大変だってこともあるわけですよ、あの仕事も儲けれないってことで。そういう点ってのは町民の暮らしての本当に真剣に考えていくっていう施策を是非とも早急に立ち上げて欲しいと思います。それと介護保険制度、あのそれともう一つに子育て支援もあのそうなんですけども、安心して働ける場所ってことがあるってこと、やっぱり子育ての中にもある。あの若い人たちが子育て結婚してできる。子育てをできる、おじいちゃんになられたようですが、あのできるということですね、安心して住める町ってことをつくっていただきたいと思います。

それから介護保険についてですけれども、あの10月からの先ほども病院の事務長ありましたけれども、あの入所者に対しての居住費と食費をあの負担したってことでもって、国からのお金が500万ばか減ったわけですよ、介護給して。そんなかでもって、あの施設入所者たちの個人負担ってことで700万ってことはあの福寿苑だけなんですけど、ほかに町民の皆さんが、の家族がほかのところへ施設の入所していった場合には、やっぱり自己負担ってことでかなりのものが支払っているわけです。そういう点みると、町の人たちのこういう介護あるいはあの、に係わっている家族、本人たちってのは個人負担もう出費が多くなってきているわけなんですよ。この制度の改正によって。ですからそういう点っていうのもっともっと真剣に考えていって欲しいなと言いましたけども、先ほどもまあ言いましたけども国の負担はね、あの町村長でやってましたっけ25%を30%に上げるとか、そういう点も是非運動にしていって欲しいと思います。

それからもう一つあのお聞きしたいんですけども、あの補足給付の対象についてのものでありますが、それについてのお答えがなかったわけですが、あの実際にやられているのかどうなかっていうことですね。でこの10月から改正の中でもって補足給付もあの制度として採り入れることになったということですが、第1から第3段階の方ですね、利用者負担限度額以上のものを払った場合には、負担限度額まで下げることができるという制度でありまして、これともう一つ施設ではね、その入所されるこの施設の方で低所得者が補足給付を受けて入社したときにまあ、施設の方では儲からない場合が出てきちゃうわけですよ。そういう点でそういう方たちを拒むということもできるわけですが、こういう点についてはどうするんですか、やっぱりきちんと受け入れてあげるのかっていう点を、その考え方お聞きしたいと思います。

すいません。もうちょっと。もう一つあります。ほいで保険料段階あの4月から段階です。町長第1段階が上がるって言いましたけれども、あのそれ今国の方でもね、第2段階の細分化ということで二つのことを、えーと非課税世帯、自分の課税年金額とそれから合計所得の80万円以下っていうの二つに分けるっていうことをやられて、あのそういう資料も来ていると思いますし、それから第5段階ですか、第4段階の細分化ってことでもって、この段階を細かくすることによって、その保険料を高負担

にしなくてある程度の基準のところでもって負担ができるっていうこともやられてきているわけですが、そういう点についての今後の保険料の細分化についての検討をされているかどうかということをお聞きしたいと思います。

保健福祉課長

ただ今の再質問のお答えをいたしますけれども、先ずあの国の介護保険の負担の部分で、国がまあ25って言うておりますけれども、確かにあの20プラス5ということで、5については5%については調整交付金的なもので、65歳以上の人口どのくらいあるかというような形で配分が決ってくるわけですが、辰野町の段階ではもう既に高齢化率26%っていうことで、概ね25入っておりますのでお願いをしたいと思います。それからあの補足給付の関係でございますけれども、これにつきましては国の方では先ずあの居住費の関係ではマイナス5%、それで食費の方がマイナス3%ということで、合わせて8%分が減ったと。減ったといったことは利用者がその分持つとこういうことですが、そのうち8%のうち3%はその補足給付ということで、所得の少ない方のために支払っていくものですから、実質は5%が減った。つまり利用者が5%負担が増えたとこういうあのトータルでそういう数字が占めされております。で具体的にはあの食事の関係一つとりますと、普通は1日1,380円っていうことですが、第1段階では300円、第2段階が390円、第3段階が650円とこれ基本的になっております。ただ各施設によりましては、その1,380円では苦しいってなことで、まあ1,500円くらい、1,500~1,600円くらい頂いているってことをあの聞いております。それと介護来年度の保険料関係で、区分を細分化するかというお話がありました。今あの5段階ということでやっておりまして、実はあの現在この算定に向って本当にあの積上げをやってる最中ございまして、21日の日には県のヒヤリングを受けて、その後あのさらに詰めをしていくという段階になってますけれども、今のところまあ5段階の現状のところ積上げをしるってことですので、まあ5段階ってことを想定しております。以上です。

病院事務長

それではあの契約状況とか補足給付の状況について、福寿苑についてあの答弁させていただきます。契約につきましては10月の改正以前にそれぞれ関係の世帯構成員の方に直接面談をしまして、あの国の制度改正について説明しお願いをしまして、全員が10月1日以前に契約をしていただきました。あの家族の考えとすれば金額上がるのはやむを得ないんだけど、早く利用して家庭復帰できるように引き続きお願いしたいということが主でありました。で補足給付等につきましてはすべてあの条例等できちんとできるものについてはすべてあの対応できるようにその都度世帯の家族の方に説明して、適用させていただいております。最後にそういった中で、第4段階までの方についての確かに福寿苑としての収入は減るわけで、今保健福祉課長言いましたように特に食費については、かなり差があるわけですが、福寿苑としましてはそういった利用者の所得階層ではなくて、利用者のこう対応状況についてを重点で入所者を判定しておりますので、その結果2、3、4段階の方が入ったとしても早く家庭復帰できるように引き続きやっていきたいというふうに考えて



おりますし、食費については前回の条例改正のときに説明申し上げましたけれども、本年度は限りなく2,000から1,800円に近づけるように努力し、来年度以降は限りなく1,600円に近づけるように努力する。さらにそれ以後は1,380円に近づけるように努力していきたいということで、そういった差額が少しでも少なくなるように努力していくつもりであります。以上です。

#### 12番(桜井)

いまあの病院の事務長からお話ありまして、それの方から先話をしたいと思えますけど、あの補足給付の関係ですけれども、低所得者例えばあの福寿苑で1,600円ですよ、それでもいいですかってことで多分みんな1,600、1,380円入ったと思うんですけれども、そういうみんなOKっていうことじゃなかったわけですか。じゃあ補足給付こういう説明をされて、そういう中で対応したっていうのもあるわけですね。あのあとでください。

それともう一つあの施設で今後の中でもやはりそういう低所得者ってのは拒まない。まあ施設低所得者が入れば施設はあの儲からないわけですよ、あの介護料として入らないってことでもって、あの先ほども言いましたけどもその入所者の対応に対して、身体の調子に対してのあの入所で判定するっていうことですが、もう一つショートステイの席がってかがないわけなんですよ、少ないと。その理由については入所者が沢山いるからショートステイのベットがないのかどうなのかっていうの、そこら辺の判断を聞いてないって答弁をお願いします。

#### 病院事務長

えーと先にあの不足給付の関係と差額の関係でありますけれども、えーと第4段階までの方は食費についてはいずれにしても1,380円までしかいただけないということありますので、実際1,800円とか1,600円に近づける努力しているんですけれども、その方々からは1,380円しか頂けないということです。で第4段階に方についてのみ自由に契約ということありますので、福寿苑としては1,600円で契約をさせていただいたということあります。で判定につきましては先ほど申し上げたとおりでありますので、あの所得とかそういうことではなくて病状、ほれから家族の状況等を考慮して判定をしておりますので、あくまでもそういうことでやっていきたいと思えます。

#### 保健福祉課長

すいません。1点確認をお願いしたいんですが、今あの低所得者の方を施設に入所させた場合にはその施設の方は儲からないのではないかっていうお話がありましたけれども、それはあのそういうことはございませんので、よろしくお話をしたいと思えます。要は低所得者に対してはそれなりのあの給付、不足的なまあ給付があるってことですので、どんな方でも全く同じですので、よろしくお話をします。

#### 病院事務長

すいません、落しました。あのショートステイの少なくなっているというのは、施設が満床で断っているとかそういうことではなくて、たまたまあのそういった希望が少ないというふうに理解しております。

議 長

答弁漏れかね。

1 2 番 (桜井)

はい、いいですか。

議 長

そいじゃあ答弁漏れの部分についてだけ発言を許可いたします。

1 2 番 (桜井)

えーと、あの今町長の3期目の中でもって、本当に皆さんのもう今日のあの議員の皆さんが期待をされている状況があのおみえになります。で企業立町あるいは暮らしを守るあの町をよくするっていうことについての具体的な答弁ってかね、あのものが本当に見えてこなかったのかなってことでもって、このどうするんだっていうものが分らなかったわけですが、豊富というかもうちょっと具体的にそれぞれの企業立町に対して、あるいは暮らしを、町民の暮らしを守るためにどういうことをするだっもの、が答えていただきたいと思います。

町 長

答弁漏れではないと思いますけど、答弁してますので、総括的に選挙公約で申し上げたとおりです。以上です。

議 長

お謀りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。なお、明日の会議時間は午前10時といたします。長時間大変ご苦勞様でございました。

延会 午後3時5分

## 【一般質問 2日目】

### 8. 会議の顛末

局長

ご起立願います。礼。(一同礼)

議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第7回定例会第5日目の議会が成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。

質問順位9番、議席7番 下田則巳議員。

### 【質問順位9番、議席7番 下田則巳議員】

7番(下田)

皆さんおはようございます。12月定例議会の傍聴に大勢の方々が出席していただきまして誠にありがとうございます。

初めにこの10月23日の町長選挙において、3期目の当選を果されました矢ヶ崎町長にお祝いを申し上げながら、非常に大変な時期3期目のリーダーシップをしっかりとっていただくようお願いしたいと思っております。

あらかじめ通告してあります2点について質問をいたします。初めに食料自給率に対する具体的な町の活動や小中学生に対する食農教育、食育基本法の進め方について質問をいたします。

1番初めに食料自給率の向上の必要性ということで質問いたします。農水省が新農政の基本計画で盛り込んだ食料自給率の目標45%、カロリーベースで現在40%しかありません。これを10年で5%盛り上げていくという非常に難しい現実の問題かなと私は考えております。食生活のレベルを大幅に落とさずに現在の40%を45%にするというクリアーすることは非常に難問かなというそんなふうに捉えております。極端な想定をしますと、農産物の輸入が現在このままの状態ですとストップしたならば、これは私たちの即明日から食生活に響いてくる恐ろしい大きな問題だと思っております。おそらくそんなことは起きないでしょうけれど、万が一という輸入がストップした場合、私たちが経験したことのないような昭和20年代、今から約60年前の食糧不足を想定できるかなと思います。農水省の試算によりますと、国内の農産物で賄える我が国の1人当たりの摂取カロリーは2003年で2,588カロリーというように報告されております。しかし、輸入がストップしたということになりますと、たちまち2,000カロリーにまでになってしまうという、そういう実情が目の前に現われるわけでありまして。農水省の献立例を参考にして、例えばそうした事態が起きた時の3色の状態はどうなるかと試算しますと、朝食はご飯1杯とふき芋の煮物1皿、ぬか漬け1皿、それから昼食は焼き芋が2本、それからふかし芋が1個、りんごが4分の1、夕食はご飯が1杯に焼き芋が1本、それから焼き魚が1切れ、それに1

週間に他に副食みたいな形でそこに追加されるものは、うどんが1週間で3杯、味噌汁が2日おきに1杯、納豆が3日に2パック、これは小さいパックで2パックということでございます。牛乳が1週間に1杯180cc、玉子は週1個、食肉は10日に1回食卓に上がればいい方だと農水省では試算しています。このままでは、計画自給率の45%の達成は遠のくばかりで、非常に難しくなってくるなと思います。辰野町の現状の農業行政の中でどのように自給率のアップを図ったらよいのかお尋ねしたいと思います。

2番目の質問に入ります。食育教育の進め方ということで昨日同様の問題を遠藤議員が質問していただきましたけれども、多少重複するところもありますのでその辺はご承知していただきたいと思います。食育教育の進め方と現在の辰野町における小中学校では、食育基本法が国会を通過して7月15日より施行となりました。その背景には子どもたちの食の乱れや農業の現場離れ、社会的教育的弊害、前に申し上げましたが、食料自給率の問題と合わせて、身近で具体的な活動が学校給食食材を地元で提供することができないからではないでしょうか。そして子どもたちが身体で農業を感じる体験農業教育がなされていないと思うからであります。農水省の調査では、公立の小中学校の共同調理場での地場農産物の使用状況はふだん使われているという回答で学校から回答があったのは76%の学校では使っているという回答があったそうですけれども、この76%という数字は非常に高い数字だなあと考えてみております。ところがこの内容につきますと、76%使っていると言いましても、1週間にいっぺん地域の食材を使うとか、あるいは10日にいっぺんというように非常に少ない状態で使用されているのが現状でございます。これらは予算の制約や栄養士のメニューづくりと食材の仕入れと、うまく絡み合わないとか中々できない問題かなと思っております。学校の食材提供は子どもたちへの教育効果だけでなく、地元の生産農家と新しい流通ルートを開くことになり、町としての組織対応を検討したことがあるかどうかお尋ねしたいと思います。先に申し上げた子どもたちの食の乱れについては、農業を知らない子どもたちから起きていることも考えられます。野菜でも米でも豆でも種から芽を出して次第に成長していく植物の成長過程、それを収穫する喜びまで体験してないという大きな問題があるからだと思います。食農教育では将来の日本の農業の再構築に向けて欠かすことのできない重要なことだと思います。教育長のお考えを伺えればありがたいと思います。

3番目の質問に移ります。食料のロスについてですが、生産から消費に至るまでの各段階で発生する食料の廃棄についてですが、我が国では食品流通、外食産業などから排出される食品廃棄物は年間600万トン、また一般家庭からの排出が約1,000万トン、食品製造業から動植物残菜で340万トン、年間に1,940万トンの廃棄物が総量として出ています。この1,940万トンというのは、野菜の総生産の4%にあたるものであります。食べ残しなどで毎日1人当たりが約600カロリーにもなる無駄をしているという試算だそうですでございます。私たちの供給カロリー成人男性で約2,600カロリーと言われてはいますが、2,600カロリーの内の600カロリーが無駄になっているということですから、22%強のものが無駄になっていることではござい

す。当町における公共施設において食料の廃棄物の現状、2000年に施行されたりサイクル法により食品ロスはどのように改善されたか分る範囲でご説明をお願いしたいと思います。

次に移ります。中山間地の直接払い事業の当町の17年度の実績についてですが、県農政部では本年度県内の対象面積は昨年より615ha少ない1万40haになると明らかにしております。集落の営農意欲で格差をつけるなど、国の交付基準が厳しくなっている中で交付金額も昨年よりも2億8,600万円も少なくなっております。対象集落は本年から具体的な営農活動など盛り込んだマスタープランを作成することが義務付けられ、集落の活動状況を県や市町村が確認し適切でない場合は交付金の支払いを止める仕組みに変わった現在、町の中山間地の直接支払いを受ける営農組合、あるいは団体等は全て交付の対象になっているのかどうか、また各地域における営農組合も高齢化が非常に進んでおります。今までとおりの営農活動ができなくなるようでは困るなあと思うのが私1人でないと思います。今年度の実績についてはどうであったかお尋ねいたします。また、18年度における格差や国の交付基準が厳しくなっても町内における営農組合等の団体は変わることなく進められることができるかお尋ねいたします。

2番目の質問に移ります。社会福祉有料サービス。道路交通法第80条1項についてであります。現在下伊那3町村でも有料運送サービスについて、許可申請に必要な推薦の交付する3町村の合同の福祉有償運送営業協議会が設置されたと一部新聞に報道されております。一般の乗用車で有償運送が可能になるセダン特区を申請しており12月中には認定される見込みであるという報道であります。現在当町にはJR駅が6駅、私鉄バス路線及びタクシー会社の本社及び営業所がある地域であります。町全体的にみると公共交通の利用ができる地域であるが、高齢者や障害者等の人々からの有償運送に対する要望は現在町にどのように届いているのかお尋ねいたします。また、道路運送法第80条1項については18年3月までという指導期間で現状のままで業務を続けることができなくなります。3月以降はどのようなのか町では想定しておりましたらお答えをしていただきたいと思います。近隣の市町村では茅野市で茅野ふれあい保健福祉事業が移送サービス事業を始めております。また全国的に1番早く始めたという金沢市では、金沢モデルという形の中で事業主体を金沢市であります。業務委託を金沢市社会福祉協議会が受けて、現在日本で1番早くから始めているという実績もかなりあるそうでございます。現在町の福祉事業の要望として福祉有償運送サービスについての声がどの程度あるのかお尋ねいたします。

近年高齢者や障害者等移動制約者の社会的参加は高まっております。移動手段の確保については計画を持っているかどうかお尋ねをいたします。また、町内のNPO法人の移送事業例でも1番多い項目が移送利用であり、事業始めてから年々移送事業が増えているというデータをいただいております。公共交通の利用がしづらい対象者を白タク的位置づけでなく町の福祉行政として移送サービスについての考えをお尋ねいたします。また12月8日付けの新聞報道では、伊那市でも特区認定を4

月 1 日からスタートさせるというような報道もされております。併せてご質問いたします。以上で壇上での質問を終ります。

町長

昨日に引き続きまして 2 日目の一般質問であります。傍聴の皆さんも早朝から大勢ご参加していただきましてありがとうございます。それでは質問順位 9 番の下田則巳議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。ご指摘の点は昨日もでておりましたが、食料自給率を高め、また地産地消などで出来るだけ安全そして健康に留意できるような食材の確保というふうな大きなマクロの考え方かと思ひまして、まさにそのとおりだと私も思っております。あの議員もご指摘のとおりであります。あの日本の国自体が現在でもカロリーベースでみても 40% くらいしか自給率がないと、生産ベースでみても 7 割弱くらいしかない、これ国策で平成 27 年までにこれを 76% に 70 をもっていきたい。そしてまたカロリーベースの 40 を 45 にもっていきたいと、こんな指標が出ているということでもあります。しかし、農政を取り巻く環境は非常に厳しく今もご指摘のとおり国の補助金他が益々厳しくなっています。まあ大きいところ有利というような大義名文の下に小さい農耕地の切捨てに通ずるような施策が採られているわけです。私も企業立町ということで今回 3 期目の町長選に当選をさせていただいたわけですが、その中の大きな柱の一つであります。企業は昨日も言いましたように、工業もちろん企業でありますし、商業も法人であれば企業である。かてて加えて農業も辰野町にもうすでに 15 できてきた営農組合、これも法人化すればやはり企業であると、その考え方の中に立脚して企業立町であり、またその発展を町としても支援をしていかなければならないだろうとこんなふうなことであります。その矢先にまた来年度に向けての国の農水省の関係、農林省の関係ですね、そういった予算付けなどが大幅にまた変わるとまたいうことで大変苦慮しているところであります。だいたい国力というもの自体は、例えば国債収支比率をだいたい数字的にこう収支、出とですねバランスを取るのが 1 番望ましいと言われておりますが、日本はまあ今まで工業製品の輸出ということで、それを埋めるために世界のガット、ウルグアイラウンドほかなどで農作物を強制的に買いなさい、お米まで買いなさいと、ある目標値なども出されてきたわけでありまして、いつのまにやら先ほど言ったような自給率の低下と、こういうふうなことでまいりまして、数字に表れない国力が低下しているというのが現状であります。同時にまた昨日らのお話のありますように子どもたちも、また大人たちもこの旨さとか慧敏差だとかそれから安さだとか、そういったことが食料を選ぶ選択の基準になってきておひまして、いつのまにやら安全であるとか、また健康を維持するための食料であるというようなことが第 2 位的になってきているという憂いがあるわけがあります。

したがいまして学校教育の中に昨日もございましたが知育、徳育、体育プラスそれに食育を加えるということでもありますので、また教育長の方からもお答え申し上げますけれども、とてもこれは基本から日本人が学び果せない大変なことになるというふうにも私も考えております。そういった意味におきまして議員もご指摘であ

りますが営農組合を中心に辰野町も本当の地産地消ができえますように、そしてまた子どもたちも、また子どもたちから大人がはっとまた教わり直すということも出てくるでしょうから、目に見えるところでの安全な食物生産、決して外国の農産物の実験台に日本がなっているようなこのような現状は打開していかなければならない。また、政府にに對しましてもそのような陳情も行っていかないとまずいというふうに子どもも考えているところですから、果敢にそのことも取り組んでいきたいとこんなふうにも思っております。

食料まさにロスと言うことでありましてロスはあの結構ある一定のパーセント4%くらいですか、出ているというのが現状でありますからそれを減らすということも、無駄を減らすということではとても大事なことでありますし、また食料に対する意識の問題ということの中でも大事なことだとこんなふうに思っておりますが、お陰様であの小学校に比べて辰野中学校などは人数の割に非常にロスの少ないというふうなことで、1日に4kから5k位もっとほんとなら増えなければと言いますか、小学校あるいは保育所他などに比べて率からいくともっと高くなるんですが、そこは上手にやってくれているところもあるなど、この辺を指標あるいは一つのモデルとしてロスの大きいところにも、またいろんな方法でまた栄養士、またPTAの皆さん方や子どもの皆さん方の気持ちを聞く中でロスを減らすよう努力をしていかなければならないとこんなふうにも思っております。

そういった中で中山間地域の直接支払いの17年度実績はとこういうふうな質問であります、これもお陰様で中山の直接支払いの活用が増えてきておりまして、非常に有効にこれは利用されてきていると思います。まずは遊休農耕地の回避にもなっていてありますし、また有害鳥獣の方では電柵などもそれで作られたり、水路などの保全、補修もこれによって出来たり、あるいはまた花景観、スタイルを変えて荒廃地にして回りに迷惑をかけるとか、そういうことでなくてそういったような使われ方とかいろんなことが大変に便利に使わせていただいているところでありまして、これも非常にあの浸透してきているところでもありますのでさらに続けられるように、国もいつも始めては途中で止めちゃいますので、結局市町村が続けるには市町村負担になっていってしまうというのがどうも国のやり方のようでありますから大変、交付金も切られ補助金も切られてなお続けていると、こういうふうになりますとダブルパンチ下手をするとトリプルパンチまで食らうような状態になってきますので、そこもできるだけ有利な予算をいただけるようお願いはして続けなきゃならないとこんなふうに思っております。なお川島地区で行われております「ふるさと農楽校」というふうなことで「大楽校」ですか、大学の大は大きいという字ですが、学は楽しむということでありまして、これも非常に人気もありますし、またその辺の発信などもできればというふうに考えて農耕の重要性、またこの辺でほんとは見つめ直して原点に立ち返らないとならないだろうというふうにも考えております。後教育長ほかからお答へ申し上げます。

次は、福祉有償運送サービスということで、道路運送法の第80条の第1項についてというご質問であります。ご存知のとおり日本各地で段々とNPO始めボランテ

ィアの皆さん方が福祉を中心とした移送サービスというようなことが段々行われている現状でありまして、辰野もどんなふうな現状か住民の声はということではありますが、あまり住民の皆さん方の多くの要請、要望などということは出てきておりませんが、数値をこう点検してみますと、大分利用者が増えてきている。しかも安価でいける、利用できるというような形で非常にその担当している皆さん方のご努力によって非常にいい評価が出ていることは事実であります。NPOで2団体、あるいはまた社協でも6台の乗り物を用意しておりまして、車椅子から乗れるもの、あるいはそうでないものいろいろありながら、鋭意このフレキシブルな利用ができるように今現在しているところであります。しかし一方考えてみますとこの問題は陸運局の関係になりますけれども、タクシー業者との競合という形にもなってくることもあります。タクシーで行くと高いんですけども、こういったボランティアの皆さんにお願いすると非常に安いというようなことであります。しかしあの移送、輸送というものは安全性もありますし、それじゃ全部やってくれるかというところじゃありませんので、それによって業者の方も営業成績がずうっと低下して、果ては営業を廃止されるという形になりますと、今度はマクロ的にタクシー輸送の恩恵を受けている多くの人に迷惑がかかってしまうという形にもまづはなってきます。なおまた、厳密にこういっていきますと安い安いということになっていって見ますと、もし何か事故があった時にどうなんだろう、第2種免許ぐらいのそれぞれが資格をお取りになっているかどうなのか、個人の車を出してきていただいておりますが非常にありがたいんですけども、その減価償却、次の購入費などもその利用の割合によって加算されてそういったことも考えているのかどうなのか、ちょっとしたお小遣い稼ぎ、ほんとにあくまで福祉だけでやってくれているのかどうなのか、その辺の問題がいろいろ出てきております。まあそれによりまして、今度は来年の3月までには日本中がこれに取り組んではっきりさせていこうというふうなことでありまして、この認可制になってこれが法律に決まってくるわけでありまして。これに対しましては、福祉型で福祉輸送でいくのか、福祉運送でいくのかあるいは過疎的な運送でいくのか、もう一つはセダン、4ドアのことをセダンと言いますがセダン特区を持っていくかと、この三つに分かれております。簡単に申し上げますとあの福祉の状態でありまして、福祉型を選択いたしますと福祉車両を使用して障害者など移動困難な皆さんを輸送するというものであります。これをボランティアなどが安価でやっていこうという認可方式であります。次はその場合は今の場合、あくまで福祉でありますから一般の住民の皆さんは高齢者であろうが、若い人であろうが乗れないということになります。二つ目に過疎地輸送、運送という形を選択いたしますと、これが認可されますともちろん福祉の対象者であっても、あるいはまた町民の皆さん健常者であっても何方でも向うの車が来てくれさえすれば乗れるという形になってまいります。セダン特区というのは、普通乗用車を特別な車を用意しないで、それぞれ家庭のお持ちの車などをボランティアの皆さんがお持ちになっていただいて、それで障害者だけあるいはまた、特定の認定を受けた皆さんだけを輸送するという、この三つの方法であります。こういう中で辰野町にとってどれが有効である



か、また住民の皆さん方がどのへんを望んでいるのか、しかし、片や先ほどゆったように自分たちのことだけでなく全体に影響することも考えなければなりませんので、これは至急 12 月中にもあの人選を行って今いるところではありますが、運送協議会各市町村ごとに、そして営業しているタクシー会社の皆さんにも入っていただき、利用者にも入っていただき、そしてまたこれに対しまして見識なり会を持つ方にも入っていただいて辰野町の方向性をこれから協議をしていく、こういうふうにも考えているところでもあります。したがってこういったもの何でもそうですが、単面的に一面だけ捉えてそれがいいからとといいますと他に迷惑かかることも出てきますので、一生懸命やっていただく皆さん方の努力をできるだけ町は生かすようにして、なおマクロ的に大きなもっとそれがために駄目になってしまうことを排除するように努力されたいい方法をまた編み出したいい方法をまた辰野町は選択していきたいと、こんなふうにも考えているところでもあります。後課長、教育長からお答申し上げます。

教育長

それでは下田議員の(1)の についてお答えをします。昨日遠藤議員の答弁に加えた形でさせていただきたいと思えます。最初あの農業体験学習、話も出ましたが昨日も話したように、地産地消支援事業それから総合学習の中でかなり出てきておりますので、これは更に進めていきたいなあということと、それから給食の地産地消の状況ですが、野菜とですね果物についてはかなりあの地域の営農組合とか個人の農家とかそういうところでかなり食材仕入れております。今後も更に推進させていきたいと思っております。食教育そのものの推進についてちょっと触れさせていただきましたが、これについては従来は学校では、給食指導の中か小学校の家庭科、それから中学の技術家庭科のみで行われたわけですが、最近は社会科でもさっき言った食料自給率のことなんかを扱っていますし、道徳でも扱っております。そしてご承知のように総合学習でもというように、範囲が広がっておりますので今後の課題はバラバラではなくて、できるだけ系統化させて指導計画を作って実践していきたいと、これが一つの課題であります。それから従来いろいろ家庭への啓発というのはどうしてもあの学習とか生活指導がほとんどでしたが、やはりこの食生活についても家庭に啓発の活動していきたいと思っております。それからもう一つあの非常に重要なことですが、来年度からですけれども栄養教諭の創設があが進められております。栄養士ではなくて栄養教諭ですけれども、県では来年度から実施に移す予定であります。これ非常にあの食教育推進の重要な鍵を握ると私は思っているわけですが、そのためにあの県では本年度中に教員、それから栄養士も含めてですが、あの栄養教諭の資格を取るための認定講習が本年度全面的に行われました。それでその有資格者の中から栄養教諭を配置するというこういう状況になっております。教員の中っていても実際にはほとんど栄養士が取得している状況であります。辰野でも是非あの栄養教諭を配置して欲しいと要望しているわけですが、まあ県の財政の中で最初は非常に配置は少ないだろうなということで、実際に辰野に配置されるのには時間がかかるとは思いますが、かといってそれまで待っていただけませんので、当面

は栄養士に栄養教諭の代わりにしてもらうことになります。

栄養教諭でないクラスで担任の代わりに食教育は出来ません。しかし担任がそばにいて TT でやるとか、それから学年集会とか全校集会でやることは問題ないということでもありますので、まあ是非そんなことを進めたいわけですが、ただ栄養士は本来の任務がありますのでそれを全部やれということになると、ものすごい負担になりますので現在のそのやれる範囲の中で精一杯食教育の指導計画を作って実践できるように学校に進めていきたいと思えます。以上です。

農林課長

中山間地域等直接支払い事業でありますけれども、現在 13 団体地域が参加しております。今年ちょうど切り替えの年でありまして、平成 21 年まで 5 年間までは、中山間地域等直接支払い事業は支払いされるというものであります。今年度につきましても地域とのヒヤリング、あるいは現地確認等行っている現状であります。以上であります。

保健福祉課長

それでは私の方から（２）番の福祉有償の関係に付きまして補足的にご説明を申し上げます。福祉行政として移動サービスの計画はというご質問でございますけれども、現在タクシーさん 1 台福祉車両持っております、とてもこの 1 台ではとてもまかないきれないことは十分認識をしております。したがって現在 2 箇所あります NPO 法人さんそれから社協さん、またこういった事業に手を上げていただけるような団体等ありましたらそちらの方にお願をして移動サービスを行ってきたいというふうに考えております。すでにこの既存の団体さん等とはお話し合いを持ちまして準備を進めておりますのでよろしくお願いたします。

下田

1 点質問いたします。ただいま教育長から食農教育についてのご説明いただきました。私は個人的に非常に自分が農業に携わっているせいか、あの危機感というものを非常に持っております。自分たちがあの生活してきた過程の中で食料がなくてひもじい思いをしたというそういう記憶があるものですから、現在の若い世代の人たちがそういう環境に耐得るかどうかということ非常に危惧しております。ですからやっぱり学校教育の中でぜひその辺をしっかりと何らかの形で取り入れて、農政の取り巻く現実について学校ではこんな方法で指導するんだよというようなビジョンとして持っていただければ、辰野の学校のビジョンでいいと思うんですよ。ぜひ他所でやっているからでなくて、辰野町ではこういうふうに教育しているということをぜひ表していただけるような方策を講じていただければありがたいと思っております。私も農業やっている関係上で、南小の子どもたちがよく自分の所へ来て、いろいろ質問したりそれから去年は学校へ呼ばれて行って、勉強会なんかに一緒に参加させていただいて半日ほど過ごさせていただきましたけれどもね、そういう所から農業に対する親しみやあるいは農業の大切さ、自分たちがどういうことをやれば何ができるんだということを感じ取ってくれておりますのでぜひ何か一つ実施できることをお願いしていただいて、次年度から取り組みの計画をしていただきた

いと思います。以上です。

教育長

下田議員のおっしゃったこと、ほんと私も大切だと思っています。であの最近総合学習だけでなくですね社会学習もそうですが、昔の生活をよくおじいさんおばあさん来ていろいろお話を聞くと、実は聞くだけじゃなくて当時使っていた、着る物とかね、それからいろんな道具とか、遊んだ当時昔の今の遊ぶその用具とは全然違うわけですが、あのお手玉とかねそういうものを体験したり、その中で当時の食事もどんな食事をしてきたかということで、あの体験実際にほいじゃそういう物作って麦ご飯だけとかね、そういうぼつぼつでてきております。やはり当時どんな食事をしてきたかということ、ただ聞くだけじゃなくて実際にあのそういう経験も必要だなあと、実はかつてあの西小で遠足の時にはおにぎりと漬物以外は一切持っていったちゃいけないと、そういうこと取り組んだんでがちょっと親からだいぶ反発があったのか途中で断ち切れちゃったんですがね、あれも遠足じゃなくてふだんの学習の中で、そうしょっちゅうはできないけれども経験させることもいいかなと思っています。今後いろいろ検討してみたいと思います。以上です。

議長

進行いたします。質問順位 10 番 議席 1 番 根橋俊夫議員。

## 【質問順位 10 番 議席 1 番 根橋俊夫議員】

1 番（根橋）

傍聴の皆さん早朝より議会傍聴いただきまして大変ありがとうございます。心より御礼を申し上げます。それでは順序に従いまして質問をいたします。

まず、先の町長選挙の結果をどのように受け止めて今後の町政運営にあたるのかということについてお伺いしたいと思います。先の町長選挙では矢ヶ崎町長は 7,981 票、得票率 65.6% を獲得して当選されました。相手候補は 4,189 票、得票率 34.4% でありました。この結果を受けて、町長は「対抗馬の出馬は不徳のいたすところともいえるが、大きな期待と信頼による圧勝だと思う。掲げた政策が支持された結果である」と表明をされております。果たしてそうでしょうか。私はそのように評価しておりませんし、マスコミも含めて町政の事情をよく知っておられる方々も圧勝とは評価せず、むしろ相手候補は短期間のなかでよく戦った。善戦・健闘したと評価をしております。これを数字的に健闘してみますと、投票した 3 人に 1 人強の方が批判票を投じ、投票率が前回選挙より 17 ポイント下がった結果、有権者全体 1 万 8,040 人に対する町長の得票率は 44% に過ぎないからであります。さて、選挙結果をどう見るかは本質問の中心点ではありません。問題は、この結果を町長がどのように受けとめて今後の町政に生かしてゆくのかであります。町長に就任された以上町民を代表し、町民全体への奉仕者として職務を全うしなければならないことは当たり前のことでもあります。万が一にも自分を支持しなかった町民の意見は一切聞く必要はないなどと考えているとすれば大きな間違いであります。むしろ批

判的意見には真摯に向き合い、道理ある意見は取り入れさまざまな考えをお持ちの町民全体をまとめて、まちづくりのリーダーとして一層奮闘されることが矢ヶ崎町長に求められているのであります。

さて、3期目に望む基本政策については、文書化されたものは後援会の会報と選挙公報であります。これらの資料に基づきましていくつか質問をしたいと思います。その前にそもそも今回の町長選挙は、どのような社会情勢のもとで何を主要な争点として戦われたのでしょうか。小泉政権の構造改革の進展による「ルールなき資本主義」のもとで、貧困と社会的格差が広がってきている。全国的にみますと生活保護世帯が100万世帯を超えるとともに、所得格差がこの数年で一気に拡大し、世帯別所得水準の上位2割と下位2割の格差、これはつまり比較的裕福な方と貧困といえる方々の所得格差のことですが、これは80年代前半の役10倍から、02年度今から3年前の段階でもなんと168倍に拡大したと新聞は報道しております。わが町民の皆さんの暮らしぶりを見ても、景気が少し上向いているとの新聞報道はどここの町の話しかと思われるほど、地域経済は衰退し、家計は苦しく、一向に明るい見通しが見えてこない、一円でも安いものを求めて奔走するという庶民の現実が明らかになっているのであります。辰野町における最近5年間の動向を見ても、生活保護世帯は2倍、義務教育の就学援助を受ける児童、生徒は30%も増えております。貯金もないという世帯も増えているようであります。また、町の経済について16年版の町勢要覧から分析しますと、この5年間で農業の総生産額は20%減少、商業では販売額では11%増えたものの店舗数では12%も減少、工業では事業所の数、法人では37%も減少して171社から108社になってしまった。さらに深刻なのは個人経営にいたっては86%も減少して151人からわずかに21人になってしまった。そして現金給与総額というのは6%減少となっており、わずか5年間で町の経済規模が小さくなってきていることがわかります。私はいくつかの生活相談を受けております。その中には「夫の分と合わせると年金が月20万あるがその年金も減らされた。自分のがん治療による医療費を病院に滞納している。医者からは継続して治療するよう勧められているが、病院の敷居が高くて行きづらいので治療を続けるかどうか迷っている。実は町の税金も滞納していて気が重い。私が死ぬことが一番の解決だと思うがそういうわけにいかず途方にくれている」と涙ながらに訴えられた方がいらっしゃいます。幸い関係者の皆様のご努力で何とか治療を継続することができましたが、この方は決して例外ではないと思います。

一方、地方自治を取り巻く状況はすでに明らかとなっており、小泉政権の三位一体改革の推進により、名ばかりの税源移譲の引き換えに、国の補助負担金の削減と地方交付税交付金の減額により、地方財政の見通しはきわめて不透明となっており、地方自治は、財政面から危機的状況を迎えようとしています。こうした状況下において町は、健全財政を維持しながらも町民の誰もが安心して生活していくために今何をしなければいけないのか、これがこの選挙の最大の争点であったと思うのであります。もうひとつ大きな争点は、2期目の後半から顕著になってきた、いってみれば町民世論とかけ離れてきた矢ヶ崎町政の政治姿勢、行政手法が問われたのだと思いま

す。病院問題、プール問題、福祉タクシーや介護手当の問題、滞納者の氏名公表条例制定の問題等々町民多数の世論とは食い違う方向に、なおかつ強引ともいえる方法で次々と提案してくる。こうした町政運営でいいのかが問われたのだと思います。最初の争点は極めて具体的な問題であり、今日の社会の中で社会的な弱者を攻撃しても痛みを感じない風潮が生まれてるだけに、重要な問題であると思います。失業者、低所得者、障害者、高齢者、母子・父子家庭などなど多くの社会的弱者の皆さんが存在し、しかも増大をしてきている。こうした世帯の皆さんが安心して暮らしていくにはどうしたらいいのか、現在町が取り組んでいる政策はこれで良いか。という具体的な争点であったと思います。

相手候補は、町長給与の30%削減、収入役の廃止、町長車の廃止、入札制度の改善などの財源を示して、「すぐやる5つの改革」として小学校3年生までの医療費の無料化、介護慰労金、福祉タクシーの復活、介護保険利用料減免制度の確立などの対策を打ち出しました。これらの政策についてはどのように考えているか伺いをいたします。

2番目の争点では、相手候補は町民世論を無視した行政手法を批判し、プールの再開や町政の情報を積極的に公開し、政策は町民参加で決定するなどの政策を示しております。これらについてどのように考えているのか伺いたい。収入役について伺います。最近駒ヶ根市は06年度末で収入役を廃止することを明らかにいたしました。また、国では来年の通常国会で収入役を廃止するための地方自治法改正法案を提出するようであります。私は、先の臨時議会では収入役制度の存続を前提とした選任議案の採決には参加できないとの立場から、花岡猛氏の選任議案については棄権をいたしました。その際、討論で申し上げましたとおり、会計事務がコンピューター化され、職員の事務能力の向上している中では、収入役がなくても十分やっていけるし、何よりもそのことにより年間1,000万を超える人件費が節約できることから、収入役は速やかに廃止すべきであるとの立場であります。上伊那郡の町村では全て廃止されておりこの流れは全国に広がっております。駒ヶ根市でさえ廃止するというのに、なぜ辰野町は廃止しないのか明確にお答えいただきたい。

次に今後の政策及び行政手法について伺います。町長は職員の意識改革に取り組むと表明しています。職員の意識改革については、再三議論をしてきました。ただでさえ敷居が高い役場に相談に訪れる町民の皆さんは、よほどの事情をかかえて役場に来られるわけです。こうした皆さんに対して、「法律や要綱はこうなっているからできません」などと現状説明をするだけでなく、どうしたらその願いが実現できるのか一緒に考えて行動する職員になっていただきたい。そういう役場になっていただきたいと考えるものです。私はまた、町職員は本来町民と対立関係であるものでなく、町民に奉仕する人々であり、演劇で言えば主役である町民の皆さんを支える黒子のような人々でなければならない。町民の喜びや悲しみを我がものとして、ともに喜びともに悲しむ関係になければならないと考えているものです。

具体的に伺います。町長としては現状の職員のどういう意識が問題であって、どう変わってほしいと考えているのかお答えをいただきたい。また、意識改革をどのよう

な方法で行っていくのかお答えをいただきたい。さらに、一般的に組織構成員の意識を変えるには、まず先にたつものが意識を変えて、自ら率先垂範しなければ意識は変わらないと言われております。行政の最高責任者である町長自身の意識については、いったいどのように自ら変革していくつもりなのかお伺いします。

次に、ワークショップについて伺います。実はワークショップという言葉は私は何回も聞いておりますが、主体的に参加したことはありません。長野県ではワークショップの先駆者といわれる内山二郎さんの入門テキストを少し読んだ程度であります。率直に言ってよくわからないというのが本音であります。昨日までの議論を聞いていての問題点は、非常に皮肉なことにワークショップの導入自体がワークショップ的でなく、トップダウンで決まってしまったと。このことによっていまだ町民も職員もよくわからない、戸惑っているというのが現状だということであります。また、重要政策はワークショップによると言っていますが、どの政策が重要でどの政策が重要でないのかその基準も明らかではありません。また、ワークショップでの結論について町長はそれを受け入れる義務があるのかないのか、あるいは他の諮問機関との結論との食い違いをどうしていくのか、どうやって調整していくのかがあいまいであります。よってこの際、ワークショップや他の町民の声を町政に反映させるいろいろの方法についてきちんと位置づけを行い、相互の関係を明確にし、さらには審議会や委員会等と関連もきちんと整理をして、町民と行政の権利・義務についても明文化をした、まちづくり条例の制定を検討する時期にきていると考えますが見解を伺います。

また、昨日も議論がありました病院問題でのワークショップについてですが、場所に限ったワークショップというのはおかしいのではないかと。むしろ場所だけでなくどのような病院にしていくのか、新しい病院の中身に対する町民要望を反映していくためにワークショップは行っていくべきであると考えます。また検討期間がわずか1箇月というのはあまりに急すぎですし、公募人数も10人というのは少ない、せめて15人位は必要ではないかと思えます。何事も最初が肝心であります、慎重な運営を望むところであります。

最後に、機構改革、職員削減について伺いますが、昨日の助役答弁では、今のところ課の再編は考えているが統廃合は考えていないとのこととあります。選挙公約では職員減・課の統廃合を掲げているわけですから、具体化していくべきではないかと。昨日は水道課と商工建設課の統合が議員から提案されましたが、それを提案検討することも結構ですが、私はむしろ公共事業部門、建設、農林部門の統合も必要ではないかと考えています。18年度に向けては課の数は減らすのかどうか、職員数はどうなるのかお答えをいただきたいと思えます。質問は以上であります。明快な答弁を求めます。

町長

それでは質問順位最後になりますが、根橋俊夫議員の質問にお答え申し上げたいと思えます。この間の選挙に対しまして34%の批判票についてどのように受け止めているかということで、ほんとに大勝利と言えるのかということとありますが、こ

れは選挙終った翌日の報道にも、大差をもってと出ていますし、住民の皆さんの多くがそのように判断をされていると思います。なお、昨日も議員の皆さん方の一般質問の冒頭にもそれに触れられた方もいらっしゃいます。なお、祝電というものも電報もきますわけでありますが、電報の多くが大差をもってということであります。私はそのとおりとっております。逆にいいますと僅差であったのか、あるいは相手候補が惜敗と言える票であったのか。じゃあ、勝った方が辛くも勝ったのか。じゃあないですね。やはり圧倒的な大差であったというふうに判断いたしております。次に相手候補の政策についてその点についてどうゆうふうに思うかということであります。それは相手候補擁立した皆さん方からそのことを指摘されたくないですね。はっきり申し上げて。これは、選挙は選挙でもう終わっております。もう一回ここで選挙が再現されてきたようなことを言われておりますけれども、決着はついているわけであります。したがって、そういった住民の皆さん方に対しましての両候補のみそぎは済んだというふうに思っておりますので、私は私の政策でやらせていただきたい。以上であります。

順序が前後いたしますけれども、収入役についてどう思うかということでありますが、今の辰野町の条例はおくことになっておりますし、国法も置くことが望ましいわけでありますので、だいたい行政の運営と執行の方と、そして公平命題にやっていく収入役管轄というものは、国法が置くべきである。ただ財政事情その他のいろんなところで確かに収入役を廃止している、あるいは若しくは欠員にさせているところはあることは承知いたしております。理想的には置くべきだろうと、国の法律の趣旨もそういうところにもあります。私は現在辰野町の場合には必要だと感じて、この間の臨時議会に人事案件を出し、また議会の皆さん方の同意をいただいてここに指名させているわけであります。上伊那に収入役が他の市町村にいないということでありますが、これが選挙戦じゃありませんけれども、選挙によく言われたことでもありますけれども、隣の箕輪町にも確かに収入役はいないと言えはいいないんですが、これはあくまで片側の論理、片側の表現、これまやかに当たりますよね、実は。箕輪町には2人助役がいるんですね、新しい今なった町長が収入役を廃止して助役を二人作った。したがって一人の助役さんが一般行政の助役で辰野と同じであります、もう一人の助役さんは収入役を兼ねております。収入役と行財政改革、この担当助役でありますから、収入役を廃止したと、名前は廃止したんでしょうけど、収入役任務は2人目の助役がやっているということでありますから、その辺をよく報道してもらえませんかあの住民の皆さん方がほんとに翻弄され愚弄されることとなります。ですから正しく事実をお知らせすることが正しいでしょうと思います。なお、駒ヶ根に対しましては、今議員のおっしゃるとおりでありまして、今後2年間位のうちにそういう方向にはなると思っております。なお、辰野町も今行財政改革第2部会で収入役と言わず、町長も含め3役のことも検討中であります。そのことだけは申し添えておきますが、現状は辰野町は置くことになっておりますので、適任者を認めていただいて置いているわけであります。ただこの通告の仕方、ちょっと私も問題に感じるんですけれども、「収入役は廃止すべき」と考えるが、考えてもいい

ですよ。勝手に自分で。ただ次に「なぜ廃止しなかったのか」とゆうんですが、別に私はあの根橋議員の軍門にくだっているわけでありませんで、なぜ廃止しなかったかと、私、廃止するって言ってないですよ。ゆっているのに廃止しなかったらなぜでしょうけれども、これ正しくはですね、「収入役を廃止すべきと」考えるが、いくら考えてもいい、町長はどう考えるかならいいですけど、なぜ廃止しなかったか。どこからものをしゃべってるんですか。「何様だと思っているか」といわれてもしょうがないような表現ですよ。まあこのことにあまり触れませんが、あの今お答えしたとおりですので、ひとつその辺を含んでいただきたい。職員の意識改革に向けてどういうふうに考えるか。これは昨日以来、あるいは選挙広報ほかで、そのほかでも選挙後も説明いたしていますように、大きな行財政改革を進めるところでございますし、また、新しい手法も導入するということであります。ワークショップの方式を採ったり、そしてまた、行政評価システムを採ったり、住民満足度のチェックを入れたりということでもありますから、そういったことに対する、あの職員の意識の改革であります。昨日もお答えいただいておりますので、そのへんをご理解いただきたいと思います。ワークショップの手法につきましては、昨日山岸議員から同じ質問をされておりますので、その質問の答えの答弁のとおりであります。

機構改革をどうしていくのか、ということではありますが、これも前にお答えいたしております。さらに加えてはですね、できるだけ住民の皆さん方にご迷惑かけないように削減していかないと、昨日も言ったとおり。例えば、収入役一人1,000万くらいが何とかなるとかそんなもんじゃありません。今辰野町のあの財政的な問題は、国の方がくどい話であります、交付金をどんどん減らしていますので、億単位にできる手法を、手法と言いますか、方策を採っていかないといけないわけがあります。そして、そんな中で例えば、あの切れるものあるいは減らせるもの、儉約できるもの、儉約していいもの、切ってもいいもの、しかし切ってはいけないもの、そのへんの分類は私どもでしっかりさせていただいているつもりであります。ただ儉約、儉約でぐうっとこう相似形に小さくしてしまっ、どこかはみ出しちゃって、それがために住民の皆さん方の住民益が損なわれるようなものは、これはまずい。同時にまた、行政体としての一つのあり様、あり方もありますので、ただ私どもがこっちを採りこっちをやった、採った方がいいが、切った方は気にいらん。そこだけいつも見つめられて要るような感度でやられると、これはもう今の状態の今の日本国中の市町村はたまったもんじゃありません。こんなふうにも思います。まずい点をつかんでもらう、それから先ほど言ったように一面的、単面的でなくて全体的にどうゆう影響があるのか。まず行政体は至上命令として健全財政を維持しなければいけないということでもあります。健全財政を維持するということは、至上命令の一つであります。後は住民福祉でありいろいろあります、こう今は我慢の時でありますので、お陰様で大分起債の残などもピークを過ぎたものもたくさん出てこようかと、下水道始めですね、とゆうことになりますとやはりそういったことの中で住民の皆さん方に明るい夢をまた語るの時期も近いじゃないかと、私思っておりますし。しかし、それまでには企業立町その他いろんなことの中で、漬け込みをして、そして国から



くれない分がそっくり取られると中々いきませんけれども、自主財源確保をして、そしてこの町を自立今度は3年目に向かうわけでありますので、3年、4年と行く中で、立派な住民の皆さん方のお答えに少しでも余分に応えられるような、あの住み良いまちづくりに興じていきたいと、こうゆうふうを考えてるわけでありますので、それらの一環としてまず眺めていただきたい。あれやります、これやりますというようなピンポイントつかんでですね、これ政策と言われてみても、ピンポイント政策というんですねそういうのは、あれは「木を見て森を見ず」という話もあります。あの木が確かに松枯れになっている、枯れそうだと、ここだけやればいい、それがあるから全部駄目ということじゃないですね。あるいはまた、「木の幹、根幹を語らず枝葉の枝葉のことを」あれやります、これやります、ここが枯れたから駄目、しかし国は今そうせざるを得ない状態になってますから、できるだけそうしなんで、できるだけ各葉っぱがですね、辰野町にやらんきゃいけないこと、おそらく約1,000項目以上あるでしょう。それらが炭酸同化作用が普通にできて、太陽の光を受けてさんさんと健康になるように、そりゃ弱っているところ確かにありますから、それを生かしていくという兎とであります。その弱ったところだけ見てこの政策が駄目だとか、あるいは町の指針が駄目だとか。こういうのやはり小説の仕儀を立ててということになりますね。あの根幹見誤るということになりますから、そのへんも良くあの私の感想でありますけれども良く見抜いていただきたい。ですからだいたい国が我慢してくれと言っているんですから、あの痛み分けて言っているんですから、しかし、分けなんで国の分まで地方に全部押し付けられている。ですから痛みは出ているんですよ、間違いなく、辰野きりじゃなくてどこもそうです。そういう現象の中ですから辰野だけ特にいけないようなこと言われましてもですね、これを何とか打開しようという策を皆さんに応援願って考えてやってきているわけであります。多くの住民の皆さん方は、この間の選挙ではっきりそれに対しての決着をつけていただいたということですから、そのとおり進めさせていただきます。

機構改革、先ほどあの助役が統廃合しないとか、するとか言ったとか、いうんですけれども、良くあの聞いていただきたいんですがね、そんなこと言わないはずだと思いますが、また本人から後で答えいただくと分るんですけれど、あまり言葉尻を取られたりですね、言わんとした本論をまずみつけていただかないと困る部分があります。その件はまた助役からお答えいたしますが、40名目標でということがあります。公約にはっきり書いてありますが、そのように実施をこの前にも言っております。できるだけ先ほどの話に戻りますけれども、住民の皆さんに迷惑がかからないように工夫しながら、これはリストラでいる皆さん方をこう止めて行けというわけにはいきませんので、それ希望的に、自主的に去年も一昨日もありました。自主的にお辞めになっていただくことは、まあ大変ありがたいことだということで歓迎いたしますけれども、こちらからそれを言えませんが、定年でお辞めになったら入れない、補給しない、補給しないという方式を採ってそのように近づけていきたいと思っております。なお、どうしてもサービスの関係でということになってまいりまして、あの間職に合わなくなってくる部分があったとすれば、これはまた、今もやってい

ますように指定管理者制度、委託、機構の見直し、仕事の見直し、いろんなことでもってそのへんを見極めながら対応していきたいと、こんなふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。以上であります。

助役

あの今町長の方から機構改革の問題につきまして、昨日成瀬町議の方の答弁の中で、私は言葉尻の中でこんないろんな議論はしたくないわけでありましてけれども、あの先ほど町長が申し上げましたとおり、私の言っているのは、今のある課の統廃合では、これからの行政体ができないということを言っているわけでありまして、そのためには再編が必要だということを言っております。ですから統廃合より私は再編の方がきちっと整理ができると思っておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長

傍聴者の皆さんにお願いですけれども、町村議会傍聴規則の中に、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。という1項がありますので、やじ、拍手、不規則発言等については以後慎んでいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

1番（根橋）

いくつか質問したいわけですが、まず基本姿勢の問題について伺うわけですが、今町長の答弁聞いて非常にがっかりというか情けなくなりました。え選挙は確かに終わっておりまして、私はそれをどう思うかということはさきほど申し上げたとおり、ここで議論するつもりはありませんしそこまでしておきたいと思うんですが、問題はその政策についてですね、選挙が終わったから相手候補が考えたような政策は、一切もう終わったことであると。私はそれは一切採用しないというか考える余地がないという答弁でありますけれども、これは重大な問題ですね。それこそ今のこの民主政治、議会政治というものを理解されていない発言だと思うんですよ。町長も私も選挙やってますけれど、私ども議会も選挙を受けてそれぞれ対等な立場でこの町政をどうするかということを議論するのが議会であります。その私ども議員は当然ですけれども住民の皆さんの気持ちを代弁をして、そして今ものを言っているわけでありまして。それに対してそのね、えそういう政策に対して私は選挙が済んだから、相手候補が言ったことは個人が言っていることだというような理解している程度では、まったくそれこそ「何様」かと、言いたくなる。もう少し真摯に受けとめて考えてもらいたいと思います。木ずそこが第1点、その点を理解しているのかどうか、議会と首長という関係をどのように理解しているか聞きたいと思えます。それから順序はちょっと逆になりますが、課の統合、再編ですか。これ私の理解が不十分であれば申し訳ないと思えますけれども、再編する結果ね、課は幾つくらい予定しているのか、今わかればはっきり言ってください。その次に、ちょっと待ってくださいね、意識改革の問題、職員のですよね意識改革の問題。これはワークショップうまくどうやっていくかということが主要な問題であると答弁されております。これはワークショップはそれはそれで結構ですけれども、職員の意識

改革といった場合、さきほど申し上げましたとおり、その問題だけでない。とにかく今の役場の敷居が高いんだと、いろんな相談にいてもさっき言ったとおりです。そのなかなか親身になってもらえない、そう言ったことについてはいったいどう思っているのか聞いているんです。だからそれをどういうふうに変えるのか言っていたきたい。それから最後にですね、あの政策の問題ちょっと戻って恐縮ですけれども、私の言ったことが枝葉の問題だと。えー「木を見て森を見ていない」弁証法のことをいいたいってことのですけれども、そんなこと言っているんじゃないんですよ、だからあれだけ長々と今の辰野町が置かれている状況というのを申し上げたわけです。枝葉の問題じゃないですよ、勘違いしないでください。町民が現実にね生活に困っているのどうするのかって町の責任でしょう。そこはっきりしてくださいよう。冗談じゃないよ。

町長

再質問にお答えいたします。議論、て言いますけれども、一般質問ですから質問にこちらは答えているわけでありますから、ここで論議を特に特別なことをしているわけじゃありませんのでそのように私どもは対応させていただいております。議会と首長との関係と、今ご指摘であります、でありますので一般質問に対してお答えしたり、またいろんな議案に対しては裁決をお願いしたり、審議会では審議させていただいているということでありますから、議会ということ。あの相手候補ということなのかどうなのかそこが良く分りませんが、議会と首長との関係とおっしゃればそういうことでありますので、そのように真摯に対応させていただいております。枝葉の問題というのは、さきほどの政策のことであって、ピンポイント的なことをやってあれはどうだこれはどうだということでありますから、まずそれもまあもちろん大事でしょうけれども、まずは今根幹があって枝葉があるわけでありますから、その枝葉もこちらの葉っぱ取ればこっちの方があの栄養分が減る。こっちを取ればということはあるわけでありますから、財政全体から判断していただいて、その中で出来るだけ今度はワークショップなども採り入れてまいります、住民世論の要望するところ、また希望とするところを出来るだけの確にとらえて、また相談して財政などもワークショップの中にぶち込んでですね、そして皆でもって納得しあって積み重ね、積み重ねた中からやっていうとこういうことであります。ご理解をいただきたいと思っております。

生活困窮者他の問題は、昨日も出ておりますのでそういうふうなことで今対応をさせていただいております。町の責任って言いましても全部町ということじゃなくて、これ辰野町は日本国家の中にありますから、国、県、町ということの責任もあるでしょうと思っております。で今までも、であるからやってきていることもあります。で気に入らんとこだけ言われて、何もしていないようなこと言われましてもですね、これはやはり住民の皆さん方に誤解を生むことになります。もっとやれっちゅうなら財源確保しながらやっていかなきゃならないだろうとこんなふうに思います。以上であります。

助役

課の再編の関係でありますけれども、昨日も申し上げましたとおり第2部会の方で検討しております。それで3月の議会には条例を出したいということをご申上げました。その前にですね、もし決まれば全協の中で1月なり2月の中で協議をしていくというか、その全協の中に申し上げていくと、こういう答弁をしたつもりでございますのでそのことをご理解をいただきたい。こんなふうに思います。

#### 1番 根橋

最後にですね。ワークショップに関連したことで最後の質問をしたいと思いますが、さきほどもご指摘したとおり、まあ昨日も議論ありましたが、その重要な問題はワークショップでやるんだということですが、何が重要かどうかという判断はね良く分らない。それからワークショップで出た結論と言うものをどういう形で尊重されていくかということも、これも必ずしも明らかになっていない。つまりこれも選挙で突然出てきたわけで、まったくその辺が議論されていないわけですね。それから今度の第四次行財政改革大綱の中にもこのワークショップというのは出てないわけですよ。だからしたがってですね、これ拙速であってはならないということと同時に、このやはり全体を網羅した、さきほども申し上げましたとおり、やはりワークショップでやった結論がどういうふうだね、このいく末がどうなるかということも含めて、あるいは他の今の審議会、委員会等との関連はどうなるのか、町長はこれに対してどういう責任を負っているのかということも含めたね、やはり検討が必要だと思うわけです。これは同僚の皆さんと相談しなければいけないけれども、議会としても大いに議論をして場合によれば、議会独自でもまちづくり条例みたいなものを提案していかねばいけないと私は考えておりますけれども理事者としていかがでしょうか。

#### 町長

ワークショップの件に関しましてのご質問でありますので、さきほど来、言ってますとおり、昨日山岸議員の質問が同じ質問をされていますのでその答弁のとおりであります。この議論をしてと言いますけれど、議論で物事を決めるじゃないですよ。議論は前行程でいくらやっていただいてもいいんですが、最終的には裁決で決めるんです。これが民主主義のルールであります。ですから議論をもって最終までということでは、特に議会の場はそんなことではないと思いますが、それを言っているんじゃないと思いますが、念のためあの議論、議論とおっしゃいますからいうわけではありますが、あくまで一般質問に対しての答弁であります。ここで論議を特別のこと以外はしているわけではありません。今後ワークショップつきますとも、いろんなあのある一定の期間までは議論いただくことは結構ありますが、いずれにしても多数決の論理で決めていただきたいと思いますと思っておりますが、えーできるだけこれだけは言っておきますが、住民の皆さん方の要望など、あるいは気持ちなどを的確に捉えて反映していく方法の一つだというふうに思っていますので、一部もちろん暗中模索のところもありますし、まだしてないところもあります。まあそういったところ、あの先進のところなども今調査中ですので察していただいて、同時にまた、病院問題に関しましては、昨

日も言いましたけれども、すでに住民の皆さんの民意を聴く会もやっていますから、それも踏まえたいうえの中での、あの辰野病院風のワークショップにして展開していきたいと、こんなふうにも思っているところであります。以上であります。

議長

進行いたします。以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でした。なお、この後 11 時 35 分から町長要請よりも全員協議会を行いますので時間までにお集まりください。全員協議会室へお願いをいたします。ごくろうさまでした。

散会 12 時 24 分